

第7編 資料編

《資料編 目次》

資料第 1	大島町防災会議条例【震災-1】	1
資料第 2	土砂災害警戒区域一覧【風水-5】	3
資料第 3	砂防指定地一覧【風水-5】	9
資料第 4	急傾斜地崩壊危険区域一覧【風水-6】	9
資料第 5	大島町水道施設一覧【震災-91】	10
資料第 6	大島町給水区域図【震災-91】	12
資料第 7	社会公共施設一覧【震災-20】	13
資料第 8	大島町災害対策本部条例【震災-29】	15
資料第 9	大島町災害対策本部条例施行規則【震災-29】	16
資料第 10	自主防災組織の現況【震災-24】	20
資料第 11	本部の非常配備態勢職員動員表【震災-36】	20
資料第 12	災害時優先電話一覧【震災-38・39】	21
資料第 13	各機関の指定電話及び通信連絡責任者一覧【震災-38】	22
資料第 14	被害程度の認定基準【震災-42・43】	23
資料第 15	各種報告様式【震災-42】	25
資料第 16	消防応援協定（東京消防庁）【震災-47】	35
資料第 17	消防応援協定に基づく覚書（東京消防庁）【震災-47】	37
資料第 18	災害時における支庁緊急対応費による応援に関する協定【震災-47】	39
資料第 19	島しょ町村災害時相互応援に関する協定【震災-47】	40
資料第 20	避難所施設利用に関する協定書（大島高校）【震災-47】	42
資料第 21	避難所施設利用に関する協定書（大島海洋国際高校）【震災-47】	44
資料第 22	避難所施設利用に関する協定（七島信用組合）【震災-47】	45
資料第 23	災害時等の相互応援に関する協定（東伊豆町）【震災-47】	47
資料第 24	大規模災害時における施設等の提供に関する協定（大島警察署）【震災-47】	49
資料第 25	災害時の情報交換に関する協定（関東地方整備局）【震災-47】	50
資料第 26	災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（武蔵野会）【震災-47】	51
資料第 27	災害時における応急対策業務に関する協定書（大島建設業協会）【震災-47】	53
資料第 28	災害時における応急対策業務に関する協定書（村松興業）【震災-47】	54
資料第 29	災害時における応急対策業務に関する協定書（ツバキ建設）【震災-47】	55
資料第 30	災害時要配慮者の避難支援等の協力に関する協定書（椿の里）【震災-47】	56
資料第 31	災害時要配慮者の避難支援等の協力に関する協定書（大島社会福祉協議会）【震災-47】	58
資料第 32	災害時避難者の避難支援等の協力に関する協定書（藤清会）【震災-47】	60
資料第 33	派遣部隊活動拠点位置図【震災-50】	62
資料第 34	地域配備消火器の現況【事故-5】	63
資料第 35	消防団員数【事故-5】	63
資料第 36	水利施設の現況【事故-6】	63
資料第 37	消防機械器具・車輛の現況【事故-6】	64
資料第 38	消防施設の現況【事故-6】	64
資料第 39	石油等の危険物貯蔵取扱施設一覧【事故-8】	65
資料第 40	町内の医療施設の状況【震災-58】	65
資料第 41	指定緊急避難場所・指定避難所一覧【震災-74】【津波-7】【火山-11】	66
資料第 42	大島町避難行動要支援者登録制度実施要綱【震災-27】	67
資料第 43	災害備蓄品の現況と方針【震災-79】	71
資料第 44	日赤による災害救援品等の支給内容【震災-102】	76
資料第 45	町内の空港・港湾の概要【震災-83】	76
資料第 46	町内のバス・運転手の現況【震災-83】	77
資料第 47	災害弔慰金の支給等に関する条例【震災-102】	78
資料第 48	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則【震災-102】	81

資料第 49	災害援護資金・生活福祉資金の内容【震災-102】	84
資料第 50	被災者生活再建支援金の概要【震災-102】	85
資料第 51	災害対策基本法（抜粋）【震災-1】	86
資料第 52	災害救助法（抜粋）【震災-111】	101
資料第 53	災害救助法による救助の程度・方法及び期間【震災-113】	103

資料第1 大島町防災会議条例

昭和38年3月29日 条例第23号
最終改正 平成28年3月15日 条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大島町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次のに掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大島町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて大島町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 大島町議会議員、関係行政委員会委員及び公共的団体等の役員又は職員
 - (2) 大島町教育委員会教育長
 - (3) 大島町消防団長
 - (4) 町長の部内の職員
 - (5) 大島町の地域で業務を行う国及び東京都の機関に属する職員
 - (6) 輸送、通信等災害応急活動にあたり、大島町の地域において重要な役割を有する公益事業を営む公社会社等の役員又は職員
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 6 前項の委員の総数は、25人以内とする。
- 7 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 8 前項任期による委員は、任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間はその職務を行う。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、町の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(部会又は特別委員会の設置)

第5条 防災会議は、必要に応じて部会又は特別委員会を置くことができる。

- 2 部会又は特別委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議（部会又は特別委員会を含む。）の議事運営等に必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成11年条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成24年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成28年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 平成29年6月23日までの間において、大島町防災会議条例第3条第5項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成29年6月23日までとする。

公示番号	現象	町丁目大字	特別警戒
361006-K047	急傾斜地	泉津	あり
361006-K048	急傾斜地	泉津	あり
361006-K049	急傾斜地	泉津	あり
361006-K050	急傾斜地	泉津	あり
361006-K051	急傾斜地	泉津	あり
361006-K052	急傾斜地	泉津	あり
361006-K053	急傾斜地	泉津	あり
361006-K054	急傾斜地	泉津	あり
361006-K055	急傾斜地	泉津	あり
361006-K056	急傾斜地	泉津	あり
361006-K057	急傾斜地	泉津	あり
361006-K058	急傾斜地	泉津	あり
361006-K059	急傾斜地	泉津	あり
361006-K060	急傾斜地	泉津	あり
361006-K061	急傾斜地	泉津	あり
361006-K062	急傾斜地	泉津	あり
361006-K063	急傾斜地	泉津	あり
361006-K064	急傾斜地	泉津	あり
361006-K065	急傾斜地	泉津	あり
361006-K066	急傾斜地	泉津	あり
361006-K067	急傾斜地	泉津	あり
361006-K068	急傾斜地	泉津	あり
361006-K069	急傾斜地	泉津	あり
361006-K070	急傾斜地	泉津	あり
361006-K071	急傾斜地	泉津	あり
361006-K072	急傾斜地	泉津	あり
361006-K073	急傾斜地	泉津	あり
361006-K074	急傾斜地	泉津	あり
361006-K075	急傾斜地	泉津	あり
361006-K076	急傾斜地	泉津	あり
361006-K077	急傾斜地	泉津	あり
361006-K078	急傾斜地	泉津	あり
361006-K079	急傾斜地	泉津	あり
361006-K080	急傾斜地	泉津	あり
361006-K081	急傾斜地	泉津	あり
361006-K082	急傾斜地	泉津	あり
361006-K083	急傾斜地	泉津	あり
361006-K084	急傾斜地	泉津	あり
361006-K085	急傾斜地	泉津	あり
361006-K086	急傾斜地	泉津	あり
361006-K087	急傾斜地	泉津	あり
361006-K088	急傾斜地	泉津	あり
361006-K089	急傾斜地	泉津	あり
361006-K090	急傾斜地	泉津	あり
361006-K091	急傾斜地	泉津	あり
361006-K092	急傾斜地	泉津	あり
361006-K093	急傾斜地	泉津	あり
361006-K094	急傾斜地	泉津	あり

公示番号	現象	町丁目大字	特別警戒
361006-K095	急傾斜地	泉津	あり
361006-K096	急傾斜地	泉津	あり
361006-K097-1	急傾斜地	泉津	あり
361006-K097-2	急傾斜地	泉津	あり
361006-K098	急傾斜地	泉津	あり
361006-K099	急傾斜地	泉津	あり
361006-K100	急傾斜地	泉津	あり
361006-K101	急傾斜地	泉津	あり
361006-K102	急傾斜地	泉津	あり
361006-K103	急傾斜地	泉津	あり
361006-K104	急傾斜地	泉津	あり
361006-K105	急傾斜地	泉津	あり
361006-K106	急傾斜地	泉津	あり
361006-K107	急傾斜地	泉津	あり
361006-K108	急傾斜地	泉津	あり
361006-K109	急傾斜地	泉津	あり
361001-D001	土石流	波浮港	あり
361001-D002	土石流	波浮港	あり
361001-D003	土石流	波浮港	あり
361001-D004	土石流	波浮港	あり
361002-D001	土石流	差木地	なし
361002-D002	土石流	差木地	あり
361002-D003	土石流	差木地	あり
361002-D004	土石流	差木地	なし
361002-D005	土石流	差木地	あり
361002-D006	土石流	差木地	あり
361002-D007	土石流	差木地	あり
361002-D008	土石流	差木地	あり
361002-D009	土石流	差木地	あり
361002-D010	土石流	差木地	あり
361002-D011	土石流	差木地	あり
361002-D012	土石流	差木地	あり
361002-D013	土石流	差木地	あり
361002-D014	土石流	差木地	あり
361002-D015	土石流	差木地	あり
361002-D016	土石流	差木地	あり
361003-D001	土石流	野増	あり
361003-D002	土石流	野増	あり
361003-D003	土石流	野増	あり
361003-D004	土石流	野増	あり
361003-D005	土石流	野増	あり
361003-D006	土石流	野増	あり
361003-D007	土石流	野増	あり
361003-D008	土石流	野増	あり
361003-D009	土石流	野増	あり
361003-D010	土石流	野増	あり
361003-D011	土石流	野増	あり
361003-D012	土石流	野増	あり

公示番号	現象	町丁目大字	特別警戒
361003-D013	土石流	野増	あり
361003-D014	土石流	野増	あり
361003-D015	土石流	野増	あり
361003-D016	土石流	野増	あり
361003-D017	土石流	野増	あり
361003-D018	土石流	野増	あり
361003-D019	土石流	野増	あり
361003-D020	土石流	野増	あり
361003-D021	土石流	野増	あり
361003-D022	土石流	野増	あり
361003-D023	土石流	野増	あり
361003-D024	土石流	野増	あり
361003-D025	土石流	野増	あり
361003-D026	土石流	野増	あり
361003-D027	土石流	野増	あり
361003-D028	土石流	野増	あり
361003-D029	土石流	野増	なし
361003-D030	土石流	野増	あり
361003-D031	土石流	野増	なし
361003-D032	土石流	野増	あり
361003-D033	土石流	野増	あり
361003-D034	土石流	野増	あり
361003-D035	土石流	野増	なし
361003-D036	土石流	野増	あり
361004-D001	土石流	元町	あり
361004-D002	土石流	元町	あり
361004-D003	土石流	元町	あり
361004-D004	土石流	元町	なし
361004-D005	土石流	元町	あり
361004-D006	土石流	元町	なし
361004-D007	土石流	元町	あり
361004-D008	土石流	元町	あり
361004-D009	土石流	元町	あり
361004-D010	土石流	元町	あり
361004-D011	土石流	元町	なし
361004-D012	土石流	元町	なし
361004-D013	土石流	元町	なし

公示番号	現象	町丁目大字	特別警戒
361004-D014	土石流	元町	あり
361004-D015	土石流	元町	あり
361004-D016	土石流	元町	なし
361004-D017	土石流	元町	あり
361004-D018	土石流	元町	あり
361004-D019	土石流	元町	あり
361005-D001	土石流	岡田	あり
361005-D002	土石流	岡田	あり
361005-D003	土石流	岡田	なし
361005-D004	土石流	岡田	あり
361005-D005	土石流	岡田	なし
361005-D006	土石流	岡田	あり
361006-D001	土石流	泉津	あり
361006-D002	土石流	泉津	あり
361006-D003	土石流	泉津	あり
361006-D004	土石流	泉津	あり
361006-D005	土石流	泉津	あり
361006-D006	土石流	泉津	あり
361006-D007	土石流	泉津	あり
361006-D008	土石流	泉津	あり
361006-D009	土石流	泉津	あり
361006-D010	土石流	泉津	あり
361006-D011	土石流	泉津	あり
361006-D012	土石流	泉津	あり
361006-D013	土石流	泉津	あり
361006-D014	土石流	泉津	あり
361006-D015	土石流	泉津	あり
361006-D016	土石流	泉津	あり
361006-D017	土石流	泉津	あり
361006-D018	土石流	泉津	あり
361006-D019	土石流	泉津	あり
361006-D020	土石流	泉津	あり
361006-D021	土石流	泉津	あり
361006-D022	土石流	泉津	あり
361006-D023	土石流	泉津	あり
361006-D024	土石流	泉津	あり

※「特別警戒」は、土砂災害特別警戒区域を示す。

資料第3 砂防指定地一覧

(平成29年7月末現在)

溪流名	指定年月日	溪流名	指定年月日
大金沢	昭和34年12月25日	大宮沢	平成11年7月2日
長沢ごりんの沢	昭和34年12月25日	岡田沢	平成23年10月21日
五郎川	昭和42年3月31日	北の山川	平成23年11月1日
地の岡沢	昭和54年7月9日	差木地沢	平成27年12月24日
八重沢	平成6年1月21日	滝川沢	平成27年12月24日

(出典：東京都地域防災計画震災編「資料第21 土石流危険溪流と砂防指定地（都建設局）」
東京都土砂災害対策事業パンフレット（平成29年7月）

資料第4 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(平成29年7月末現在)

地区名	所在地	指定面積	指定年月日
① 大島町泉津地区	大島町泉津字川之原、字波牛地内	0.545ha	平11.11.5
② 大島町岡田地区 大島町岡田地区(2)	大島町岡田字川の道ほか地内	2.240ha	平9.1.13
	大島町岡田字上ノ山地内	0.772ha	平12.10.17
③ 大島町岡田(2)地区	大島町岡田字上の山、字大久保、字助田地内	2.869ha	平20.9.30
④ 大島町波浮港地区	大島町波浮港字吹上、字港瀬ほか地内	2.770ha	平2.3.26
⑤ 大島町元町地区	大島町元町	0.450ha	平28.11.14

(出典：東京都地域防災計画震災編「資料第23 急傾斜地崩壊危険箇所と急傾斜地崩壊危険区域（都建設局）」
東京都土砂災害対策事業パンフレット（平成29年7月）

資料第5 大島町水道施設一覧

1. 取水施設

事業名	水源施設名	種別	施設能力 (m ³ /日)	備考
大島町水道	フノウ水源	湧水	710	
	岡田第9井	浅井戸	300	
	岡田第10井	浅井戸	500	
	岡田第1井	浅井戸	310	
	岡田第2井	浅井戸	300	
	岡田第3井	浅井戸	310	
	岡田第4井	浅井戸	270	
	岡田第5井	浅井戸	830	
	岡田第6井	浅井戸	710	
	岡田第7井	浅井戸	760	
	岡田第8井	浅井戸	810	
	北の山第4井	浅井戸	330	
	北の山第1井	浅井戸	250	塩濃度上昇のため休止中
	北の山第2井	浅井戸	221	取水量減少のため休止中
	北の山第3井	浅井戸	125	水温上昇のため休止中
	石炭庫水源	浅井戸	1,500	
	大滝第2水源	浅井戸	350	
	大滝第1水源	浅井戸	800	
筆島水源	湧水	450	取水堰堤崩壊のため休止中	
沖の根水源	浅井戸	200		
合計			10,036	

(出典：平成28年度大島町北部水道及び南部地区簡易水道水質検査計画)

2. 浄水施設

(平成28年度)

事業名	浄水施設名	施設能力 (m ³ /日)	方式	築造年度
大島町水道	北の山浄水場	3,200	電気透析	H22改修
	泉津浄水場	670	急速ろ過	H14
	岡田集合井	630	塩素滅菌	S47
	岡田配水池	800	塩素滅菌	H26
	南部浄水場	1,650	電気透析	H5
	南部第1調整池	1,250	塩素滅菌	S45
合計		8,200	—	—

3. 送・配水施設

(平成28年度)

分類	単位	北部水道	南部水道	全体
送水管	m	23,639	9,108	32,747
送水ポンプ	箇所	9	5	14
配水管	m	121,045	49,010	170,055
制水弁	箇所	938	523	1,452
空気弁	箇所	1	107	195
減圧弁	箇所	7	3	10
排水弁	箇所	116	63	179

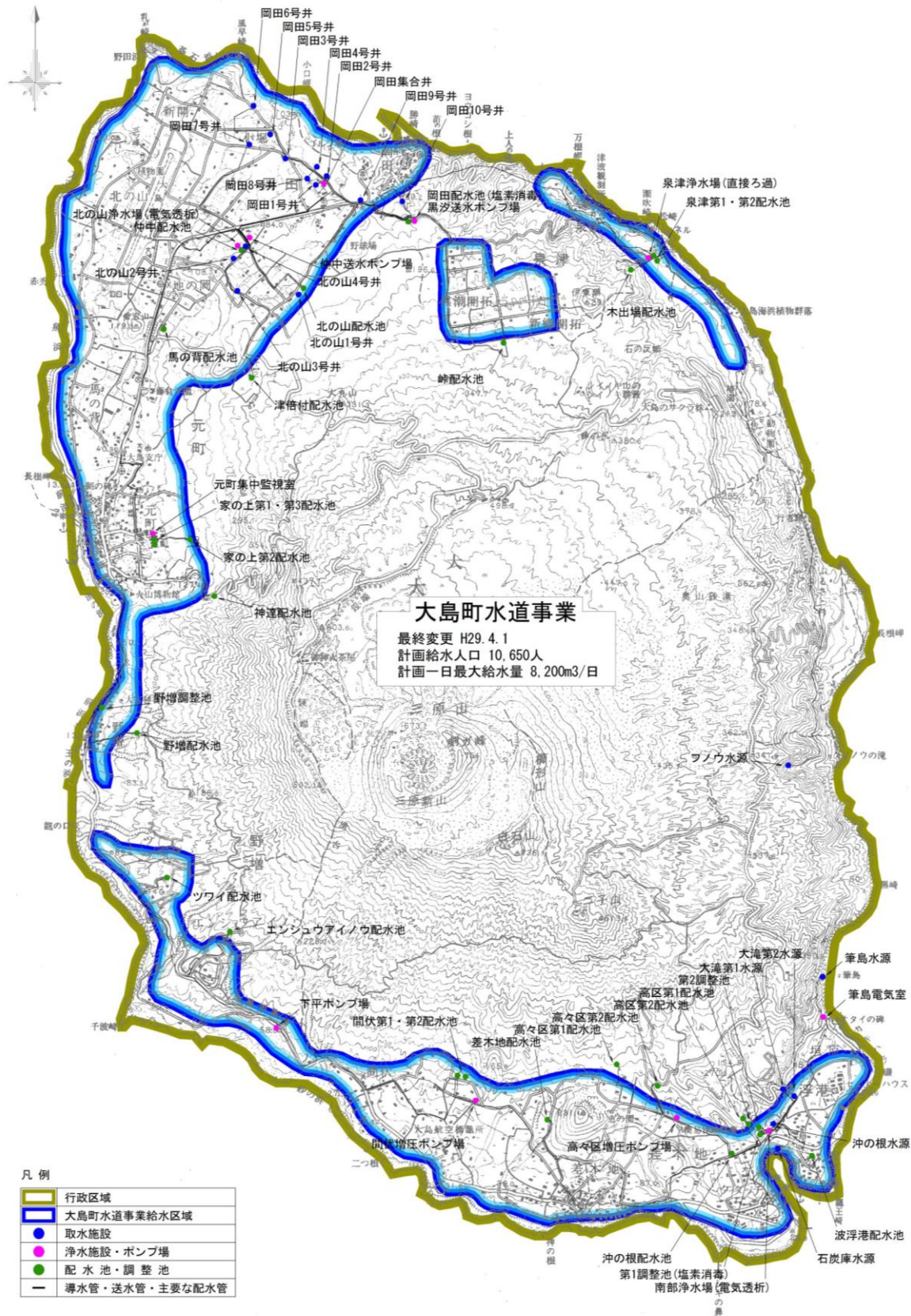
4. 配水池施設

(平成28年度)

事業名	施設名	有効容量 (m ³)	必要容量 (m ³)	過不足容量 (m ³)	容量 確保率	設置年度
大島町水道	木出場配水池	134	76	+58	176%	S57
	泉津第1配水池	110	176	+54	131%	S37
	泉津第2配水池	120				H8
	峠配水池	65	116	-51	56%	S56
	岡田配水池	430	618	-188	70%	H26
	津倍付配水池	65	88	-23	74%	S53
	仲中配水池	540	452	+88	119%	H元
	北の山配水池	570	314	+256	182%	H2
	馬の背配水池	188	242	-54	78%	S57
	神達配水池	65	190	-125	34%	S56
	家の上第1配水池	375	895	-30	97%	S40
	家の上第3配水池	490				S50
	家の上第2配水池	100	181	-81	55%	S41
	野増配水池	299	254	+45	118%	S29
	波浮港配水池	720	399	+801	300%	S26
	南部第1調整池	180				S45
	南部第2調整池	300				S46
	沖の根配水池	300	448	-148	67%	S34
	高区第1配水池	100	173	-73	58%	S45
	高区第2配水池	568	144	+424	394%	H13
	高々区第1配水池	90	40	+50	225%	S60
	高々区第2配水池	198	172	+26	115%	H11
	差木地配水池	400	312	+88	128%	H5
	間伏第1配水池	200	119	+346	391%	S59
	間伏第2配水池	265				H14
	エシユクアイワ配水池	85	50	+35	170%	H11
	ツワイ配水池	58	36	+22	161%	H12
合	計 (27 池)	7,015	5,495	+1,520	128%	—

(注) 容量確保率は、100%超で過大傾向、未満で不足傾向である。

大島町給水区域図



資料第7 社会公共施設一覧

1 出張所

名称	所在地	電話番号
大島町役場	元町1丁目1番14号	2-1441
泉津出張所	泉津字川之原15番	2-8523
岡田出張所	岡田字助田64番の1	2-8121
北の山出張所	元町字佐吾右衛門野地7番4	2-3525
野増出張所	野増字大宮	2-2378
差木地出張所	差木地字カミワケ179番	4-0441
波浮港出張所	波浮港6番地	4-0444

2 医療センター

名称	所在地	電話番号
大島医療センター	元町3-2-9	2-2345
南部診療所	差木地字クダッチ	4-0388

3 保育所

名称	所在地	電話番号
岡田保育園	岡田字小堀73-1	2-8151
北ノ山保育園	元町字地の岡65-10	2-2382
元町保育園	元町字長沢344-1	2-3213
差木地保育園	差木地2番地	4-0408
波浮保育園	波浮港17番地	4-1561
子ども家庭支援センター	野増字大宮	2-2381

4 小中学校

名称	所在地	電話番号
つばき小学校	元町字家の上	2-2350
さくら小学校	岡田字長坂113	2-8021
つつじ小学校	差木地字沖の根	4-0184
第一中学校	元町字小清水	2-2366
第二中学校	岡田字長坂113	2-8033
第三中学校	差木地字沖の根	4-0183

5 高等学校

名称	所在地	電話番号
都立大島高校	元町字八重の水127	2-1431
都立大島海洋国際高校	差木地字下原	4-0385

6 社会福祉施設

種別	名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム	大島老人ホーム	元町字地の岡 45-1	2-2360
障害者支援施設	大島藤倉学園	元町字馬の背 128	2-2386
	大島恵の園	差木地 1 番地	4-1611
	第2大島恵の園	差木地 1 番地	4-1865
障害者グループホーム	ニュースの家	元町字八重の水 244-2	2-4353
	ニュースの家2	元町字八重の水 244-2	2-4353
	あしたば寮	差木地字クダッチ	4-0980
	柘植寮	差木地 1 番地	4-1755
高齢者グループホーム	グループホームあすなろ	野増王若 408-14	2-7160

7 公民館

名称	所在地	電話番号
泉津公民館	泉津字川之原	2-8523
北の山公民館	元町字佐吾右衛門野地	2-3525
野増公民館	野増 5	2-2908
差木地公民館	差木地 1	4-0441

8 その他

名称	所在地	電話番号
開発総合センター	元町 1-1-14	2-1453
図書館	元町 1-15-1	2-2392
岡田コミュニティセンター	岡田字助田 64-1	2-8121
間伏文化会館	野増字間伏	4-0186
勤労福祉会館	差木地字クダッチ	4-0501
クダッチ老人福祉館	差木地字クダッチ	4-1418
波浮港老人福祉館	波浮港 6	4-0444

(出典：大島町くらしの便利帳 2015 年度版)

資料第8 大島町災害対策本部条例

昭和38年8月25日 条例第6号

最終改正 平成28年3月15日 条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大島町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部をおく。

2 部に部長をおく。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の業務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（平成28年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料第9 大島町災害対策本部条例施行規則

昭和49年10月17日 規則第2号
最終改正 平成26年3月28日 規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、大島町災害対策本部条例（昭和38年条例第6号）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について大島町災害対策本部（以下本部という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (4) 災害に関し、東京都に対する重要な要請及び連絡に関すること。
- (5) 災害救助法の適用に関すること。
- (6) 都及び他市町村との相互応援に関すること。
- (7) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (8) 会議の招集に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副町長をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 副本部長に事故あるときは、教育長、総務課長の順にその職務を代理する。

(本部員)

第5条 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 教育長 総務課長 防災対策室長 政策推進課長 地域整備課長 観光産業課長 税務課長
住民課長 福祉けんこう課長 教育文化課長 議会事務局長 会計室長 消防長
- (2) 前号に掲げるもののほか、本部長は必要があると認めるときは、大島町職員のうちから本部員を指名することができる。

(部の設置)

第6条 本部に部を置き、部の名称及び編成並びに分掌事務は別表のとおりとする。また、各部に部長及び副本部長を置き、部長が不在または事故あるときは副本部長がその職務を代理する。

- 2 本部長は、特に必要と認めるときは、部の編成及び分掌事務の一部を変更し、または部に新たな事務若しくは他の部の事務を臨時的に分掌させることができる。
- 3 前項に掲げるもののほか、部の編成に関し必要な事項は部長が定める。

(部長会議)

第7条 本部長は、災害対策の推進をはかるため必要があると認めるときは、部長会議を招集することができる。

(職務権限)

第8条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(雑則)

第9条 この規則の施行について必要な事項は本部長が定める。

附則（平成26年規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

部の名称及び編成並びに分掌事務

部	課長	課名	分掌事務 (◎初動期から着手、○応急期から着手、△復旧期から着手)
災害情報センター	防災対策室長	防災対策室	◎災害対策本部の設置・運営に関する事 ◎災害対策の総合調整に関する事 ◎地震・津波・防災気象情報の収集に関する事 ◎避難勧告等の発令に関する事 ◎災害救助法に関する事 ○行方不明者に関する事
		総務課 ※電子計算係、文書係	◎災害通報等の受付、対応部署・機関への伝達に関する事 ◎庁内各部、東京都及び防災関係機関との連絡に関する事 ◎災害情報、ライフライン、土木、その他被害の総括に関する事
	議会事務局長	議会事務局	◎本部会議等の記録に関する事 ○議員との連絡に関する事
		政策推進課 ※振興企画係、広報公聴係、ジオパーク推進係	◎災害に関する広報及び広聴並びに報道機関の対応に関する事 ◎災害状況の撮影、記録に関する事
	消防長	消防本部（情報連絡員）	◎人的、建物、火災被害状況の総括に関する事
総務部	総務課長	総務課 ※電子計算係、文書係を除く	◎職員の動員及び服務等に関する事 ◎車両、船舶その他輸送機関の調達に関する事 ◎東京都及び防災関係機関との連携（応援隊の受け入れ含む。）に関する事 ○災害視察者への対応に関する事 ・他の事務分掌に属さないこと
		各出張所	◎各出張所管内の避難対策（避難所、炊き出し含む。）の総括、調整に関する事 ◎各出張所管内の避難所施設の開設、閉鎖に関する事
	政策推進課長	政策推進課 ※振興企画係、広報公聴係、ジオパーク推進係を除く	○災害対策関係予算その他財務に関する事
	会計室長	会計室	◎災害対策に必要な現金の出納に関する事 ○災害救助資金の出納に関する事

部	課長	課名	分掌事務 (◎初動期から着手、○応急期から着手、△復旧期から着手)
民 生 部	福祉けんこう課長	福祉けんこう課	◎応急医療対策に関すること ◎災害時要配慮者対策に関すること ◎福祉避難所の開設、設営等に関すること ◎保育園児等の安全確保に関すること ◎災害時の臨時休園、短縮等の措置に関すること ◎被災者に対する相談活動に関すること ○保健活動に関すること ○災害ボランティアに関すること ○義援金、災害弔慰金、災害援護資金、被災者生活再建支援金等に関すること
	住民課長	住民課	◎災害時要配慮者対策に関すること ◎福祉避難所の開設、設営等に関すること ○遺留品に関すること ○動産等の被害届出証明書に関すること
	税務課長	税務課	○家屋被害認定調査及び罹災証明に関すること △被災者に対する税の減免及び徴収猶予に関すること
建 設 部	建設課長	建設課	◎建物・宅地の応急危険度判定に関すること ○被災住宅の応急修理、住居障害物の除去、応急仮設住宅に関すること △道路、橋梁、水道施設の応急復旧に関すること
	水道環境課長	水道環境課	◎水質の管理及び応急給水の確保及び供給に関すること ◎遺体の安置及び埋火葬に関すること ○災害廃棄物及びごみ・し尿処理に係る総合調整に関すること
	復興推進室長	土砂災害復興推進室	△災害復興本部の設置、運営に関すること △災害復興の総合調整に関すること
	観光産業課長	観光産業課	◎観光客の安全確保及び情報収集に関すること ◎飲食料及び生活物資の調達並びに避難所への供給に関すること ◎支援物資に関すること ○農林漁業及び商工業関係の災害応急対策に関すること ○家畜の防疫に関すること
教 育 部	教育文化課長	教育文化課	◎児童及び生徒の安全確保に関すること ◎災害時の臨時休校、授業短縮等の措置に関すること ◎避難所（学校、地域センター等の所管施設に限る。）の開設、閉鎖に関すること ○文化財の応急保護対策に関すること

部	課長	課名	分掌事務 (◎初動期から着手、○応急期から着手、△復旧期から着手)
消防部	消防長	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ◎水火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事 ◎消火、救急、救助に関する事 ◎火災等その他の災害の応急措置及び被害拡大の防止措置に関する事 ◎消防団の出動等及び連絡調整に関する事 ◎東京消防庁、緊急消防援助隊等の要請・受入れに関する事 ○被災調査及び罹災証明に関する事
共通業務			<ul style="list-style-type: none"> ◎避難所の設営等（避難所での炊き出しを含む。）に関する事 ◎災害時における他の課の応援に関する事 ◎所管施設の保全、利用制限に関する事 ◎所掌事務に必要な資機材の確保に関する事（総務課が一括して対応するものを除く。） ◎所掌事務にかかる関係団体等との連絡及び調整に関する事（災害情報センターが一括窓口となって連絡調整を行う場合を除く。） ◎災害情報、被害状況等の収集、集計及び災害情報センターへの報告に関する事

資料第10 自主防災組織の現況

(平成28年8月19日現在)

地区数	ブロック数	班数	人数
9	64	194	8,080

資料第11 本部の非常配備態勢職員動員表

(平成28年4月1日現在)

○事前配備：風水害、火山噴火等

	第1配備		第2配備		第3配備		計
	男	女	男	女	男	女	
本部・元町地区	11人	3人	7人	2人	10人	6人	39人
泉津地区	3人	0人	1人	2人	4人	1人	11人
岡田地区	3人	0人	2人	3人	4人	5人	17人
北の山地区	3人	0人	1人	3人	3人	8人	18人
野増・間伏地区	3人	0人	2人	1人	2人	2人	10人
差木地・クダッチ地区	3人	0人	4人	0人	2人	3人	12人
波浮港地区	3人	0人	4人	0人	1人	2人	10人
避難行動要支援者支援態勢	8人	9人	0人	2人	0人	9人	28人
地域整備警戒態勢	12人	2人	0人	0人	0人	0人	14人
合計	29人	3人	21人	13人	26人	27人	159人

○緊急配備：火災、地震、津波等

	第1配備		第2配備		第3配備		計
	男	女	男	女	男	女	
本部・元町地区	6人	2人	11人	3人	11人	11人	44人
泉津地区	2人	0人	2人	2人	3人	1人	10人
岡田地区	3人	0人	5人	3人	4人	8人	23人
北の山地区	2人	0人	4人	4人	9人	14人	33人
野増・間伏地区	5人	0人	1人	1人	2人	4人	13人
差木地・クダッチ地区	6人	0人	8人	0人	3人	5人	22人
波浮港地区	3人	0人	3人	0人	3人	5人	14人
合計	27人	2人	34人	13人	35人	48人	159人

資料第12 災害時優先電話一覧

○災害時優先電話一覧表（一般加入電話）

(平成28年度)

設置場所	電話番号 (04992)	設置場所	電話番号 (04992)
消防本部	2-0380	つつじ小学校	4-0184
消防本部	2-0381	旧泉津小学校体育館	2-8844
町長室	2-1359	第一中学校	2-2366
副町長室	2-3459	第二中学校	2-8033
総務課	2-2463	第三中学校	4-0183
泉津出張所	2-8523	元町保育園	2-3213
岡田出張所	2-8121	岡田保育園	2-8151
北の山出張所	2-3525	差木地保育園	4-0408
野増出張所	2-2378	けんこうセンター	2-8141
差木地出張所	4-0441	元町浄水場	2-1818
波浮港出張所	4-0444	南部浄水場	4-1023
つばき小学校	2-2350	間伏文化会館	4-0186
さくら小学校	2-8021	勤労福祉会館	4-0520
さくら小学校体育館	2-8080		

○災害時優先電話一覧表（携帯電話）

設置場所	電話番号
防災対策室	090-3341-3262
消防本部	090-7280-7324

○衛星携帯電話一覧表

設置場所	電話番号	設置場所	電話番号
防災対策室	870-776741578	野増出張所	870-776741583
防災対策室	870-776741579	差木地出張所	870-776741584
泉津出張所	870-776741580	波浮港出張所	870-776741585
岡田出張所	870-776741581	海のふるさと村	870-776742188
北の山出張所	870-776741582	海のふるさと村	870-776742189

資料第 13 各機関の指定電話及び通信連絡責任者一覧

(平成 28 年度)

機 関 名	電話番号	連絡責任者	備 考
大島町	2-1443	総務課長	
東京都大島支庁	2-4411	総務課長	
大島警察署	2-0110	次長	
大島測候所	2-1490	当番責任者	
伊豆大島火山防災連絡事務所	2-1166	所長	
大島町消防本部	2-0119	次長	
大島町消防団本部	2-1244	総務部長	
東京電力パワーグリッド株式会社 大島事務所	2-2341	所長	
株式会社 NTT 東日本-南関東東京事業部 伊豆大島サービスセンター	2-1985	所長	
大島マリンサービス(株)【東海汽船】	2-2311	支店長	
大島旅客自動車株式会社【大島バス】	2-1822	所長	
大島郵便局	2-1901	局長	
大島町商工会	2-3791	事務局長	
大島運送機関代表	4-0611	代表者	港運送
大島建設業協会	2-4560	事務局	
大島漁業連絡協議会	4-0007	参事	伊豆大島漁協本所内
大島町婦人会	2-2645	会長	会長自宅

資料第14 被害程度の認定基準

区分	基準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なもの。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の述べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 3 「大規模半壊」とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、「半壊」基準のうち、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定（損壊基準判定）が50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定（損害判定基準）が40%以上50%未満のもの。 4 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の述べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 5 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。 6 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないもの。 7 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は土砂等の堆積のため、耕作が不能になったもの。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「田の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて扱う。 4 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 5 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 6 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 7 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止

区分	基準
	<p>その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>8 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。</p> <p>9 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>10 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p> <p>11 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>12 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>13 「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。</p> <p>14 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>15 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>16 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>17 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>18 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。</p> <p>19 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。</p>
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	<p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。</p> <p>6 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p> <p>7 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</p> <p>8 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>9 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>10 「水産被害」とは、農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。</p> <p>11 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>
その他	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料第 15 各種報告様式

○都への報告様式

No. 1 被害概要速報

地域名

災害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の期限								
報告責任者								
人的被害	死者							
	行方不明者							
	重傷者							
	軽傷者							
	計							
道路の被害	道路損壊	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他の被害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

No. 2 被害状況調

大 島 町

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計	
		人的被害	死者					
行方不明								
負傷	重傷							
	軽傷							
	小計							
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は焼失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は焼失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
	床上浸水	世帯						
人員								
床下浸水	世帯							
	人員							
災害発生日			年 月 日					

No. 3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

大 島 町

被害別	世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
	全壊・全焼														
焼失															
半壊・半焼															
床上浸水															

No. 4 災害救助費概算額調

種目別区分	員数	単価	金額	備考
1 救 助 費		円	円	
(1)収容施設供与費				
避難所設置費	延 人			
応急仮設住宅設置費	戸			
(2)炊出しその他による食品給与費	延 人			
(3)飲料水供給費	延 人			
(4)被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世帯			員数内訳表のとおり
(5)医療費及び助産費	延 人			
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6)災害にかかった者の救出費	人			
(7)住宅の応急修理費	世帯			
(8)生業資金の貸与費	世帯			
(9)学用品の給与費	人			員数内訳表のとおり
小 学 校 児 童	人			うち教科書 円
中 学 校 生 徒	人			うち教科書 円
高 等 学 校 等 生 徒	人			うち教科書 円
(10)埋 葬 費	体			
大 人	体			
小 人	体			
(11)死 体 の 捜 索 費	体			
(12)死 体 の 処 理 費	体			
(13)障 害 物 の 除 去 費	世帯			
(14)輸 送 費				
(15)人 夫 費				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費				
合 計				

別表 世帯構成員別被害状況

被害別	世帯構成員別										計	小学生	中学生	高校生
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯				
全壊(焼)流出											世帯	円	円	円
半壊(焼)床上浸水														

○災害救助法の報告様式

No. 1 救助実施記録日計票

救助の実施記録日計票					
救助の種類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品	大島町 責任者氏名 印
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	
	学用品	死体捜索	死体処理	死体埋葬	
	障害物除去	輸送			
No.		月 日 時 分			
員数(世帯)					
品目(数量・金額)					
受入先					
払出先					
場所					
方法					
記事					

No. 2 救助日報

救 助 日 報

報告機関				受信機関			
送信者				受信者			
情報提供時限		月 日 時現在		受信時間		月 日 時 分現在	
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全壊世帯数	(世帯) 点
	既存建物	箇所数	箇所			翌日への繰越量	半壊、床上浸水世帯数
		避難人員	人		点		
野外仮設	箇所数	箇所	医療班	医療班出動数		ヶ班	
	避難人員	人		救助地区			
炊出期間	開始月日	月 日		診療者数	医療	人	
	終了予定日	月 日			助産	人	
炊出し	炊出し箇所数		箇所	医療機関	医療	施設数	ヶ所
	炊出員	朝	人		診療人員	人	
		昼	人	助産	施設数	ヶ所	
		夕	人		診療人員	人	
計	人	救助終了予定月日		月 日			
給水	供給実人員		人	被災者救出	救出地区		
	供給水量		ℓ		救出した人員		人
	給水期間	開始月日	月 日		今後救出を要する人員		人
		終了予定日	月 日		救出終了予定月日		月 日
給水方法				救出の方法			

学用品支給	都より受入れ又は 前日よりの繰越量		点	死 体 の 処 理	死亡原因別人員			
	本日支給	小学生	全壊(焼)世帯		(人) 点	死 体 処 理	死 体 洗 浄	体
			半壊(焼)世帯 床上浸水世帯		(人) 点		死 体 縫 合	体
		中学生	全壊(焼)世帯		(人) 点		死 体 消 毒	体
			半壊(焼)世帯 床上浸水世帯		(人) 点	死 体 保 存	既 存 建 物 利 用	ヵ所
		高校生	全壊(焼)世帯		(人) 点		仮 設 建 物	ヵ所
			半壊(焼)世帯 床上浸水世帯		(人) 点	死 体 処 理 機 関		
	翌日への繰越量		点		今後死体処理を要する死体	体		
	前日までの埋葬		体		死体処理終了予定月日	月 日		
	埋 葬	本日埋葬	大 人		体	障 害 物 除 去	障害物除去を要する戸数	戸
小 人			体	本日除去した戸数	(計 戸)		戸	
計			体		今後除去を要する戸数		戸	
翌日以降の要埋葬数		体	障害物除去の終了予定月日	月 日				
埋葬終了予定月日		月 日						
死 体 の 捜 索	捜 索 地 区			輸 送	公 用 車 使 用	台		
	死 体	捜索を要する死体	体		借 上 車 使 用	台		
		本日発見死体	体		救 助 の 種 類			
		今後の要捜索死体	体					
	捜 索 の 方 法			賃 金 職 員 等	賃 金 職 員 等 雇 上 数	人		
捜索終了予定月日		月 日	従 事 作 業					
仮設住宅	着 工 月 日	戸 月 日	備 考	そ の 他				
	竣 工 月 日	戸 月 日						
住宅修理	着 工 月 日	戸 月 日						
	竣 工 月 日	戸 月 日						

No. 3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項目	救助措置		救助費(千円)
福祉保健局	避難所	か所・人		
都市整備局	応急仮設住宅	戸		
福祉保健局	炊出し	か所・人		
水道局	飲料水	人		
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流失	半壊・床上	
		世帯	世帯	
福祉保健局	医療	救護班	病院診療所	診療人員
		班	か所	人
	助産	か所・人		
総務局	救出	人		
都市整備局	住宅の修理	戸		
教育庁	学用品	教科書	小学生 人	学用品
			中学生 人	小学生 人
			中学生 人	
建設局	埋葬	体		
	死体捜索	大人	体 小人	体
福祉保健局	死体の処理	洗浄	消毒	保存
		体	体	体
建設局	障害物の除去	戸		
各局	輸送	人		
	人夫			
	法34条の補償			
	事務費			

○町の報告様式

No 1. 速報

報告日時： 年 月 日 時 分

災害情報センター長 殿

報告者(所属)：

災害種別	地震・津波、風水害、火山災害、その他				発生日時	年 月 日 時 分				
気象状況	(地震動、大雨、高潮、強風、斜面の異常、崖崩れ・土石流の前兆など)									
	人的被害	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
被害状況		重傷者	人	軽傷者	人			半壊	棟	床上浸水
	(延焼、道路・橋りょう・護岸・堤防等の損壊、水道管の破裂、ガス漏れ、危険物等の漏洩、重要施設（庁舎、消防署、病院、避難施設等）の被害、滞留旅客等の発生状況など）									
活動状況	(応急措置、救助・救護の要否、避難状況、自主防災組織・消防・警察の動向など)									

※情報源を明確にし、見聞情報の場合は現地の確認・未確認の別を明記すること。

No 2. 中間報告・確定報告

報告日時： 年 月 日 時 分

災害情報センター長 殿

報告班(所属)：

被害 状 況	被 害 項 目	人的被害・住家被害・非住家被害・その他 ()
活 動 状 況	所 掌 事 務	(活動の場所、職員・応援協力者、使用資機材・車両・燃料等の種類・数量、注意事項など)
そ の 他	(広報、応援・協力の要請など)	

※別様式により報告する場合は、様式名を記載すること。

※写真その他の資料を添付する場合は、添付資料名を記載すること。

No 3. 避難所開設状況報告

避難所開設報告書（第 報）

大 島 町 災 害 対 策 本 部
年 月 日 時 分 現在

施設名	開設日時	避難者数	開設予定期間	施設及び周辺の状況
泉津公民館	月 日 時 分	約 人	約 日間	
泉津地域センター	月 日 時 分	約 人	約 日間	
岡田コミュニティセンター	月 日 時 分	約 人	約 日間	
さくら小学校	月 日 時 分	約 人	約 日間	
第二中学校	月 日 時 分	約 人	約 日間	
けんこうセンター	月 日 時 分	約 人	約 日間	
北の山地域センター	月 日 時 分	約 人	約 日間	
北の山公民館	月 日 時 分	約 人	約 日間	
開発総合センター・大島町役場	月 日 時 分	約 人	約 日間	
つばき小学校	月 日 時 分	約 人	約 日間	
第一中学校	月 日 時 分	約 人	約 日間	
大島高等学校	月 日 時 分	約 人	約 日間	
野増地域防災コミュニティセンター	月 日 時 分	約 人	約 日間	
野増地域センター	月 日 時 分	約 人	約 日間	
間伏文化会館	月 日 時 分	約 人	約 日間	
野増公民館	月 日 時 分	約 人	約 日間	
間伏地域防災コミュニティセンター	月 日 時 分	約 人	約 日間	
差木地公民館	月 日 時 分	約 人	約 日間	
差木地地域センター	月 日 時 分	約 人	約 日間	
第三中学校	月 日 時 分	約 人	約 日間	
つつじ小学校	月 日 時 分	約 人	約 日間	
クダッチ老人福祉館	月 日 時 分	約 人	約 日間	
大島海洋国際高等学校	月 日 時 分	約 人	約 日間	
波浮港地域センター	月 日 時 分	約 人	約 日間	
波浮港老人福祉館	月 日 時 分	約 人	約 日間	
	月 日 時 分	約 人	約 日間	
	月 日 時 分	約 人	約 日間	
	月 日 時 分	約 人	約 日間	
	月 日 時 分	約 人	約 日間	
	月 日 時 分	約 人	約 日間	

※第1報は、分かる範囲で報告。

資料第16 消防応援協定（東京消防庁）

東京消防庁
消防応援協定
東京都大島町

〔根拠〕

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき東京消防庁（以下「甲」という。）と東京都大島町（以下「乙」という。）との間において、消防応援に関し次のとおり協定する。

〔目的〕

第2条 この協定は、乙の区域内に甲の消防力を必要とする災害等が発生した場合において、甲乙の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

〔災害時の範囲〕

第3条 この協定の対象とする災害時は、次に掲げるものとする。

- (1) 噴火及び風水害等による大規模災害
- (2) 噴火による災害の発生が予想される事象
- (3) 多数の人員及び特殊資機材等を必要とする災害
- (4) 前各号のほか、専門的な技術を必要とする事象

〔応援の決定〕

第4条 甲は、乙から応援要請があった場合又は応援の必要があると認めた場合に消防応援を行うものとし、応援部隊数等については甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔指揮〕

第5条 甲の応援隊は、乙の現場最高指揮者の指揮に従うものとする。

〔経費負担〕

第6条 応援にあたって要した経常的経費及び事故により生じた経費は、甲の負担とする。

2 前項以外の経費は、乙の負担とする。

〔実施細部〕

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

〔協議〕

第8条 この協定の運用について疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔協定書の保管〕

第9条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和63年6月2日から効力を生ずる。

昭和63年6月2日

東京消防庁
消防総監 中 條 永 吉

東京都大島町
町 長 植 村 秀 正

東京消防庁
消防応援協定の一部を改正する協定
東京都大島町

東京消防庁
消防応援協定（昭和63年6月）の一部を改正する協定を次のように締結する。
東京都大島町

第1条中「第21条」を「第39条」に改める。

附 則
この協定は、平成18年11月21日から効力を生ずる。

平成18年11月21日

東京消防庁
消防総監 関 口 和 重

東京都大島町
町 長 藤 井 静 男

資料第17 消防応援協定に基づく覚書（東京消防庁）

東京消防庁

消防応援協定に基づく覚書

東京都大島町

第1条 この覚書は、東京消防庁と東京都大島町との消防応援協定（以下「協定」という。）第7条に基づき消防応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 甲は、甲の区域内で大規模災害が発生し、若しくは発生しようとしている場合又は回転翼航空機（以下「航空機」という。）等の整備状況若しくは気象状況等により航空機の運行が困難な場合は消防応援を実施しないことができる。

2 前項により、甲が乙の要請に応じられない場合は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

3 甲は、甲の区域内で大規模な災害等が発生し又は発生しようとしている場合、応援活動中の航空機を甲の所掌業務に復帰させることができるものとする。この場合、甲は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

第3条 乙は、次に掲げる事項を明らかにして、甲に応援要請するものとする。

- (1) 災害発生日時
- (2) 応援を必要とする日時
- (3) 災害発生の場所又は所在、名称
- (4) 災害の規模、内容
- (5) 希望する離着陸場

2 前項の要請は、別表に定める通報指定場所に電話等で行うものとする。

第4条 乙は、応援を受けた場合は、事後速やかに応援要請書（別記様式）を甲に送付するものとする。

第5条 応援隊の長と現場最高指揮者との連絡は、原則として統制波の無線によるものとする。

第6条 甲は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第172条の2に定める飛行場以外の離着陸許可について所要の手続きを行うものとする。この場合、乙は甲の求める必要な書類等を提供するものとする。

第7条 乙は、応援活動中の航空機が、離着陸場に離着陸する場合は、当該場所へ所要の要員等を派遣し、航空機の離着陸に必要な措置を講ずるものとする。

第8条 乙は、活動中に次の事故が発生した場合には、速やかに甲に必要な事項を通報するものとする。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) 航空機等の重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

第9条 協定第6条に基づき甲が負担する経常的経費及び事故により生じた経費は次によるものとする。

- (1) 人件費、航空機等の燃料費、人員・資機材等の海上輸送費
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償費
- (3) 応援の往復途上において第三者に損害を与えた場合の賠償費
- (4) 機器が損傷した場合の経費

2 乙が負担する経費は次によるものとする。

宿泊に関する費用、消火薬剤費

附 則

この覚書は、平成28年6月1日から効力を生ずる。

平成28年5月31日

東京消防庁

消防総監

高橋 淳

東京都大島町

町 長

三辻 利弘

別表

通報指定場所

機関名	所在地	電話番号	通報先
東京消防庁	千代田区大手町 一丁目3番5号	03-3211-2920	警防本部 〔 総合指令室（災害 救急情報センター） 〕

別記様式 〈略〉

資料第18 災害時における支庁緊急対応費による応援に関する協定

東京都（以下、「甲」という。）と大島町（以下、「乙」という。）は、乙の管内に甚大な自然災害等が発生した場合における緊急対応に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、乙の管内に甚大な自然災害等が発生し、緊急対応を実施する必要が生じた場合で、乙が自ら当該緊急対応を実施することが困難な場合に、甲に当該緊急対応の実施を要請する際の、支庁緊急対応費による応援に関する必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本協定において、「緊急対応」とは、即座に実施しなければ、町民の生命・身体の安全や財産の保全、日常生活の保持に重大な影響を及ぼすおそれがあり、概ね3箇月以内で終了する応急的な対応をいう。

（緊急対応に関する要請）

第3条 乙は、乙の管内において、次に定める甚大な自然災害等が発生し、緊急対応を実施する必要が生じた場合で、乙が自ら当該緊急対応を速やかに実施することが不可能または著しく困難な場合、甲に当該緊急対応の実施を要請することができる。

- 一 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害
- 二 故意又は不法行為に起因する大規模被害、その他甲及び乙が必要と認める事象

（緊急対応を要請できる事項）

第4条 乙が、甲に緊急対応を要請できる事項は、次に定める事項とする。

- 一 被災者の生活支援等に関する事項
- 二 乙が管理する道路、河川等公共土木施設の被害等に対する緊急対応及び二次災害防止に関する事項
- 三 その他、甲及び乙が必要と認める事項

2 乙は、前項に挙げる事項を甲に要請するときは、事項の内容をできるだけ具体的に示して要請しなければならない。

（緊急対応の実施）

第5条 甲は、前条の要請に基づき、でき得る限り速やかに、緊急対応を実施するものとする。但し、次に定める場合は、この限りではない。

- 一 災害の状況等やむを得ない事情により、前条による要請事項を実施することが困難な場合
- 二 東京都災害対策本部条例、東京都地震災害警戒本部条例等に基づき、東京都災害対策本部大島地方隊が設置された場合

2 甲は、前条に基づく要請に係る緊急対応事項が完了したときは、速やかに乙に報告する。

（費用負担）

第6条 第3条の要請に基づき、甲が実施した緊急対応に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、災害関連法に基づく対処あるいは財源措置がなされる場合は、それに従うものとする。

（損害の負担）

第7条 本協定に基づく緊急対応の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合には、その処置について、甲及び乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

（協議等）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成27年7月22日

甲 東京都 東京都知事 舩添 要一

乙 大島町 大島町長 三辻 利弘

資料第19 島しょ町村災害時相互応援に関する協定

大島町、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村（以下「島しょ町村」という。）は、島しょ町村の区域において災害が発生し、被災町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災町村の要請にこたえ、他の町村が島しょ地域を構成する一員として、友愛精神に基づき相互に救援協力し、被災町村の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）物資の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品等及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 救援及び救助活動に必要な船艇等の提供及びあっせん
 - エ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （2）島外避難の支援及び避難者の受入れ
- （3）その他特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する町村（以下「要請町村」という。）は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請の文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）協定第1条第1号アからウまでに掲げる応援（以下「物的応援」という。）を要請する場合は、物資等の品目、数量、受取場所及び輸送手段
- （3）協定第1条第1号エに掲げる応援（以下「人的応援」という。）を要請する場合は、活動内容、人員、活動地域、派遣の期間及び交通手段
- （4）協定第1条第2号及び3号に掲げる応援（以下「その他の応援」という。）を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及び応援の期間等
- （5）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援実施の手続）

第3条 応援の要請を受けた町村（以下「応援町村」という。）は、次の事項について電話等により要請町村と調整の上、応援を実施するものとし、後日、速やかに応援通知の文書を送付するものとする。

- （1）物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段及び物資の到着までの所要時間
- （2）人的応援については、活動内容、人員、派遣地域、派遣の期間及び派遣地域までの所要時間
- （3）その他の応援については、応援内容及び応援の期間
- （4）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援物資の受領の通知）

第4条 要請町村は、物的応援通知書に基づく応援物資を受領した場合、応援町村に対し、応援物資の受領書を送付するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町村の負担とする。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第6条 前条に定める経費のうち、応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおり定めるものとする。

- （1）要請町村が負担する経費の額は、応援町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- （2）応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。
- （3）応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町村が、要請町村への往復の途中において生じたものについては応援町村が賠償の責に任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については要請町村及び応援町村が協議して定める。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、島しょ町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成5年10月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を9通作成し、各町村は記名押印の上、各1通を保有する。

平成5年10月18日

大 島 町
町 長 清 水 長 治

利 島 村
村 長 梅 田 敏 雄

新 島 村
村 長 市 川 文 二

神 津 島 村
村 長 山 下 繁

三 宅 村
村 長 桑 原 秀 雄

御 蔵 島 村
村 長 栗 本 宥 吉

八 丈 町
町 長 奥 山 日出男

青 ヶ 島 村
村 長 佐 々 木 宏

小 笠 原 村
村 長 安 藤 光 一

資料第 20 避難所施設利用に関する協定書（大島高校）

大島町長を「甲」とし、東京都立大島高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成十二年五月八日法律第五十七号、改正平成二六年十一月十九日法律第一〇九号）に基づき、建設局により乙の管理する施設の一部が土砂災害警戒区域に指定された際には、避難所として利用できる施設の範囲について、すみやかに甲と協議するものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として乙の管理する施設の一部を利用する必要がある場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第4 甲は、避難所を開設するにあたり、二次災害を防止するため、都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は、建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第5 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規程に関わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対して、避難所を開設した旨、通知するものとする。

（避難所の管理）

第6 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第7 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 乙は管理する施設について、避難所として機能するようあらかじめ整備に努めるものとする。

（開設期間）

第8 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第9 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10 甲は、乙の管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第11 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12 この協定書の有効期限は、協定締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2部を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年8月18日

(甲) 東京都大島町元町1丁目1番14号
大島町長 三辻利弘

(乙) 東京都大島町元町字八重の水
東京都立大島高等学校長 大塚健一

資料第 21 避難所施設利用に関する協定書（大島海洋国際高校）

東京都大島町長（以下「甲」という。）と東京都立大島海洋国際高等学校長（以下「乙」という。）は、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目 的）

第 1 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第 2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第 3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第 4 甲は、避難所として開設する場合、二次災害を防止するため東京都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

（避難所開設の通知）

第 5 甲は、第 3 に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規程にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第 6 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第 7 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 8 避難所の開設期間は災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第 9 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 甲は、乙の管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協 議）

第 11 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 4 月 2 日

(甲) 東京都大島町元町 1-1-14 大島町長 川 島 理 史

(乙) 東京都大島町差木地字下原 東京都立大島海洋国際高等学校
学校長 大 塚 健 一

資料第 22 避難所施設利用に関する協定（七島信用組合）

大島町（以下「甲」という。）と七島信用組合（以下「乙」という。）は、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第 2 条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第 3 条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所（別表 1）に避難所を開設することができる。

2 甲は、乙が指定した避難所の場所以外の場所は、乙の指示により立入禁止とし、避難者に対し、出入りすることのないよう周知徹底するものとする。また、乙は立入禁止の場所の施錠、警備について、乙の職員をもって対応するものとする。

（避難所開設の通知）

第 4 条 甲は、第 3 に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を文書または口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第 5 条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。なお、避難所以外の場所は、乙の管理とする。

（費用負担）

第 6 条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 7 条 避難所の開設期間は災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、決定するものとする。

（避難所解消への努力）

第 8 条 甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 9 条 甲は、乙の管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所の使用を終了する旨の届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第 11 条 乙は、避難所の開設により知り得た情報（避難者の個人情報等）を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第 12 条 この協定書の有効期間は、毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成28年12月20日

(甲) 東京都大島町元町1丁目1番14号

大島町長 三 辻 利 弘

(乙) 東京都大島町元町4丁目1番3号

七島信用組合

理事長 土 井 実

別表1 (第3条関係)

避難所の開設場所 (乙の指定した場所)	4階フロアー 4階トイレ
避難所開設時に利用 可能設備等	エレベーター 2階通用口

資料第 23 災害時等の相互応援に関する協定（東伊豆町）

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、大島町（以下「甲」という。）と東伊豆町（以下「乙」という。）との協議により、大島町又は東伊豆町において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができないときに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定の趣旨に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡窓口）

第 2 条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第 3 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）被災者の一時収容のための施設の提供
- （2）被災者の救出救助、救援に必要な資機材（車両含む）の提供
- （3）応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等の提供
- （4）応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応接要請の手続き）

第 4 条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭によりおこない、後に文書を速やかに提出するものとする。

- （1）被害及び被害が予想される状況
- （2）前条第 1 号に掲げる収容を要する被災者の状況及び人数
- （3）前条第 2 号、3 号に掲げるものの品名、数量等
- （4）前条第 4 号に掲げるものの職種、職種別人員及び派遣期間
- （5）前各号に定めるもののほか必要な事項

（実 施）

第 5 条 応援を要請された場合、及び応援要請の有無に関わらず、事態が緊急を要すると思われるときは、できる限り必要な措置を行うものとする。

（指揮権）

第 6 条 応援派遣された職員は、派遣先の指揮下に入り行動するものとする。

（応援要請の負担）

第 7 条 応援に要した費用は、要請町が負担するものとする。

2 要請町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請町から要請のあった場合には、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（資料等の交換）

第 8 条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとし、必要に応じて相互の状況確認のための連絡会を開くものとする。

（他の協定との関係）

第 9 条 この協定は、甲及び乙が別に他の相互応援に関し締結した協定を排除するものではない。

（その他）

第 10 条 この協定の実施に際し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は平成 21 年 7 月 23 日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印のうえ、相互に各 1 通を保有するものとする。

平成21年7月23日

- 甲 東京都大島町元町1-1-14
大島町長 藤井 静 男

- 乙 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3354番地
東伊豆町長 太田 長 八

資料第 24 大規模災害時における施設等の提供に関する協定（大島警察署）

警視庁大島警察署（以下「甲」という。）と東京都大島町（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、大規模災害時において、甲に対し、乙が所有又は占有する施設等を提供するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この協定における大規模災害とは、次のものをいう。

- ① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に定める「災害」。
- ② 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める「武力攻撃災害」及び「緊急対処事態における災害」。

（施設等の提供）

第 3 条 甲は、大規模災害時において警察庁舎の倒壊又は破損等により、使用不能となった場合、乙に対しその所有又は占有する施設等の提供を求め、乙は、これに応じるものとする。

ただし、乙が被災するなどして当該施設等の提供が困難と認められる場合は、この限りではない。

2 乙の提供する施設等は、

施設名 大島町開発総合センター内の一部

所在地 東京都大島町元町 1 丁目 1 番 1 4 号

とし、甲の管理下において、警察庁舎の代替施設として使用するものとする。

（要 請）

第 4 条 甲は、乙に対し施設等の提供を要請する場合は、要請日時、使用施設名、使用期間等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、書面で要請するいとまがなく緊急を要する場合は、電話等による通信手段又は口頭をもって必要な事項を通知するものとし、事後速やかに書面を交付するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 第 3 条の規定に基づき発生した費用については、無償とする。

（協 議）

第 6 条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（期 間）

第 7 条 この協定の期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれから協定の解除又は変更の申し出がないときは、翌年度以降も自動的に更新されるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 2 4 年 6 月 1 日

甲 警視庁大島警察署長 渡 邊 秀 樹

乙 東京都大島町長 川 島 理 史

資料第 25 災害時の情報交換に関する協定（関東地方整備局）

国土交通省関東地方整備局長 越智 繁雄（以下「甲」という。）と、大島町長 川島 理史（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大島町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 大島町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 大島町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成27年1月29日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 越智 繁雄

乙) 東京都大島町元町1丁目1番14号
大島町長 川島 理史

資料第 26 災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（武蔵野会）

大島町を「甲」とし、社会福祉法人武蔵野会 大島恵の園を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、大規模な地震、風水害、火山噴火等の災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が、乙の管理する施設の一部を、障害者等を対象とした避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第 2 条 乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とするものとする。この場合、甲は、介護者（家族等を含む。）を配置するものとする。

（避難所の開設）

第 3 条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第 4 条 甲は、第 3 条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し次に掲げる事項を、文書または口頭で通知するものとする。

- （1）障害者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- （3）施設を利用する期間

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難者の移送）

第 5 条 避難が必要な障害者等の移送は、原則として甲またはその家族等が行うものとする。ただし、甲またはその家族等による移送が困難な場合は、乙は、自施設への移送を行うよう努めるものとする。

（避難所の管理）

第 6 条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（物資の調達）

第 7 条 甲は、障害者等に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要となる物資の調達に努めるものとする。

（費用負担）

第 8 条 この協定に基づき、乙の施設において障害者等が利用した期間内に要した経費は、甲が負担する。

2 経費の負担方法、請求手続きその他必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

（避難所解消への努力）

第 9 条 甲は、乙が早期に施設業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 11 条 この協定書の有効期間は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）

第 12 条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成19年5月30日

(甲) 東京都大島町元町1丁目1番14号
大島町長 藤井 静 男

(乙) 東京都大島町差木地1番地
社会福祉法人武蔵野会 大島恵の園
施設長 野々村 武 志

社会福祉法人武蔵野会 第2大島恵の園
施設長 萬 谷 高 文

資料第27 災害時における応急対策業務に関する協定書（大島建設業協会）

大島町（以下「甲」という。）と大島建設業協会（以下「乙」という。）とは、大島町地域防災計画に基づく災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、大島町地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができないときは、乙に対し業務の協力を要請できる。

（業務の指示）

第3条 甲は、乙に対し、業務内容、日時及び場所を指示し、建設資機材及び労力等の提供を求めるものとする。

2 乙は、前項により建設資機材及び労力等の提供を求められたときは、特別な理由がない限り協力を行うものとする。

（業務の協力内容）

第4条 業務の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 道路・橋梁等公共土木施設の応急復旧対策の協力に関する事
- (2) 倒壊住宅等の撤去に関する事
- (3) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事
- (4) その他甲が必要と認める応急復旧対策に関する事

（費用弁償）

第5条 甲は、乙の協力によって要した費用については、その実費を負担するものとする。

2 乙は、業務が終了した時点で、甲の確認を受けて、当該業務に要した費用について甲に請求できる。

（損害賠償）

第6条 甲の申請に基づき、乙が行った業務に係る従事者の損害補償については、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年4月1日東京市町村総合事務組合条例第19条）の例による。

（総合訓練の参加）

第7条 乙は、甲が行う総合訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成27年4月30日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、1年間延長されるものとし、以後の場合も同様とする。

この協定の証とするため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年4月30日

甲 東京都大島町元町1-1-14
大 島 町
大島町長 三 辻 利 弘

乙 東京都大島町元町字大昇639-10
大島建設業協会
会 長 清 水 敏 行

資料第 28 災害時における応急対策業務に関する協定書（村松興業）

大島町（以下「甲」という。）と村松興業株式会社（以下「乙」という。）とは、大島町地域防災計画に基づく災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、大島町地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができないときは、乙に対し業務の協力を要請できる。

（業務の指示）

第 3 条 甲は、乙に対し、業務内容、日時及び場所を指示し、建設資機材及び労力等の提供を求めるものとする。

2 乙は、前項により建設資機材及び労力等の提供を求められたときは、特別な理由がない限り協力を行うものとする。

（業務の協力内容）

第 4 条 業務の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 道路・橋梁等公共土木施設の応急復旧対策の協力に関する事
- (2) 倒壊住宅等の撤去に関する事
- (3) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事
- (4) その他甲が必要と認める応急復旧対策に関する事

（費用弁償）

第 5 条 甲は、乙の協力によって要した費用については、その実費を負担するものとする。

2 乙は、業務が終了した時点で、甲の確認を受けて、当該業務に要した費用について甲に請求できる。

（損害賠償）

第 6 条 甲の申請に基づき、乙が行った業務に係る従事者の損害補償については、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和 63 年 4 月 1 日東京市町村総合事務組合条例第 19 条）の例による。

（総合訓練の参加）

第 7 条 乙は、甲が行う総合訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協 議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、1 年間延長されるものとし、以後の場合も同様とする。

この協定の証とするため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙が記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 1 日

甲 東京都大島町元町 1-1-14
大 島 町 大島町長 川 島 理 史

乙 東京都大島町差木地字クダッチ無番地
村松興業株式会社 代表取締役 村 松 与志広

資料第 29 災害時における応急対策業務に関する協定書（ツバキ建設）

大島町（以下「甲」という。）とツバキ建設株式会社（以下「乙」という。）とは、大島町地域防災計画に基づく災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、大島町地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができないときは、乙に対し業務の協力を要請できる。

（業務の指示）

第 3 条 甲は、乙に対し、業務内容、日時及び場所を指示し、建設資機材及び労力等の提供を求めるものとする。

2 乙は、前項により建設資機材及び労力等の提供を求められたときは、特別な理由がない限り協力を行うものとする。

（業務の協力内容）

第 4 条 業務の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 道路・橋梁等公共土木施設の応急復旧対策の協力に関すること
- (2) 倒壊住宅等の撤去に関すること
- (3) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること
- (4) その他甲が必要と認める応急復旧対策に関すること
- (5) 会員各事業者との連絡調整に関すること

（費用弁償）

第 5 条 甲は、乙の協力によって要した費用については、その実費を負担するものとする。

2 乙は、業務が終了した時点で、甲の確認を受けて、当該業務に要した費用について甲に請求できる。

（損害賠償）

第 6 条 甲の申請に基づき、乙が行った業務に係る従事者の損害補償については、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和 63 年 4 月 1 日東京市町村総合事務組合条例第 19 条）の例による。

（総合訓練の参加）

第 7 条 乙は、甲が行う総合訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（甲の解除権）

第 8 条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき、または乙にこの協定に基づく応急対策活動の協力者として相応しくない非行があったと認めるときは、この協定を解除することができる。

（協 議）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

なお、期間満了の 2 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、1 年間延長されるものとし、以後の場合も同様とする。

この協定の証とするため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙が記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 26 年 4 月 1 日

甲 東京都大島町元町 1-1-14
大島町長 川島理史

乙 東京都大島町差木地字クダッチ
ツバキ建設株式会社
代表取締役 松本 税

資料第30 災害時要配慮者の避難支援等の協力に関する協定書（椿の里）

（趣 旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害、火山噴火、津波等の災害（以下「災害」という。）が発生、または発生するおそれがある場合において、大島町（以下「甲」という。）が要配慮者の避難支援が必要と判断した場合に、甲が、社会福祉法人 椿の里（以下「乙」という。）に対し、要配慮者の避難支援等の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの援護が必要な者とする。

- （1）介護保険における要介護・要支援認定者等
- （2）一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯

（協力の要請）

第3条 甲が要配慮者の避難支援が必要と判断した時は、次に掲げる事項を要請することができるものとする。

- （1）第2条の避難者の中で大島町指定の福祉避難所では対応が困難と甲が判断した場合は乙施設での受入れ。
- （2）福祉避難所開設、要配慮者の移送等に伴う備品、車両の貸出。
- （3）要配慮者の避難支援（移送・介護等）に係る職員の応援。

2 日頃から要配慮者の避難支援等に備えて民生部（福祉けんこう課、住民課）との協力のもと要配慮者の調査・把握。

3 その他避難支援等に必要な事項が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

（避難施設）

第4条 第3条の避難者の受入れ施設は、次に掲げる施設とする。

- （1）大島老人ホーム
- （2）大島町高齢者在宅サービスセンター

（要 請）

第5条 甲は第3条の規定により、乙に協力を要請する場合は、事前に電話等で確認し、支援要請書（第1号様式）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（報 告）

第6条 乙は、第5条の業務を実施した時は、避難支援等実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、必要に応じて要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が施設内において受入れ者の介護が適切にできるように、必要に応じて看護師、介護員及びボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 甲の要請により、乙が実施する協力活動に要した経費については、甲が負担するものとし、その経費の範囲及び額については甲乙協議して決定するものとする。

（協 議）

第9条 甲及び乙は、受入れ可能人員、支援者数、必要物資等について、日頃から協議を行うものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、支援協力を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（この協定に定めのない事項等）

第12条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年11月1日

(甲) 東京都大島町元町1丁目1番14号
大島町長 川島理史

(乙) 東京都大島町元町字地の岡45番1
社会福祉法人 椿の里
理事長 寺本雄三

第1号様式 (第5条関係) 〈略〉

第2号様式 (第6条関係) 〈略〉

資料第31 災害時要配慮者の避難支援等の協力に関する協定書（大島社会福祉協議会）

（趣 旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害、火山噴火、津波等の災害（以下「災害」という。）が発生、または発生するおそれがある場合において、大島町（以下「甲」という。）が要配慮者の避難支援が必要と判断した場合に、甲が、社会福祉法人 大島社会福祉協議会（以下「乙」という。）に対し、要配慮者の避難支援等の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの援護が必要な者とする。

- (1) 介護保険における要介護・要支援認定者等
- (2) 障害者（身体及び知的・精神）
- (3) 難病患者
- (4) 妊産婦及び乳幼児
- (5) 日本語に不慣れな在住外国人
- (6) 一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯

（協力の要請）

第3条 甲が要配慮者の避難支援が必要と判断した時は、次に掲げる事項を要請することができるものとする。

- (1) 福祉避難所開設、要配慮者の移送等に伴う備品、車両の貸出。
 - (2) 要配慮者の避難支援（移送等）に係る職員の応援。
- 2 日頃から要配慮者の避難支援等に備えて民生部（福祉けんこう課、住民課）との協力もとの要配慮者の調査・把握。
- 3 その他避難支援等に必要事項が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

（要 請）

第4条 甲は第3条の規定により、乙に協力を要請する場合は、事前に電話等で確認し、支援要請書（第1号様式）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（報 告）

第5条 乙は、第4条の業務を実施した時は、避難支援等実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が実施する協力活動に要した経費については、甲が負担するものとし、その経費の範囲及び額については甲乙協議して決定するものとする。

（協 議）

第7条 甲及び乙は、移送可能人員、支援者数、必要物資等について、日頃から協議を行うものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、支援協力を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（この協定に定めのない事項等）

第10条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月2日

(甲) 東京都大島町元町1丁目1番14号
大島町長 川島理史

(乙) 東京都大島町元町字地の岡45番1
社会福祉法人 大島社会福祉協議会
会長 木村修

第1号様式(第4条関係) (略)

第2号様式(第5条関係) (略)

資料第 32 災害時避難者の避難支援等の協力に関する協定書（藤清会）

（趣 旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害、火山噴火、津波等の災害（以下「災害」という。）が発生、または発生するおそれがある場合において、大島町（以下「甲」という。）が避難者の中で緊急に医療が必要と判断した場合に、甲が、医療社団法人 藤清会（以下「乙」という。）に対し、避難支援等の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「避難者」とは、次に掲げる者のうち、緊急に医療が必要な者とする。

- （1）大島町在住者
- （2）観光、帰省、仕事等で大島町を訪れている者
- （3）その他、避難支援等が必要と認められる者

（協力の要請）

第3条 甲が避難支援が必要と判断した時は、次に掲げる事項を要請することができるものとする。

- （1）第2条の避難者の中で医療行為が必要と甲が判断した場合。
 - （2）避難支援（施設の看護等）に係る職員の応援。
- 2 その他避難支援等に必要事項が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

（避難施設）

第4条 第3条の避難者の受入れ施設は、次に掲げる施設とする。

- （1）大島医療センター

（要 請）

第5条 甲は第3条の規定により、乙に協力を要請する場合は、事前に電話等で確認し、支援要請書（第1号様式）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（報 告）

第6条 乙は、第5条の業務を実施した時は、避難支援等実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（物資の調達及び看護支援者の確保）

第7条 甲は、必要であれば避難者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が施設内において受入れ者の看護が適切にできるように、必要であれば看護師、介護員及びボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 甲の要請により、乙が実施する協力活動に要した経費については、甲が負担するものとし、その経費の範囲及び額については甲乙協議して決定するものとする。

（協 議）

第9条 甲及び乙は、受入れ可能人員、支援者数、必要物資等について、日頃から協議を行うものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、支援協力を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（この協定に定めのない事項等）

第12条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年3月23日

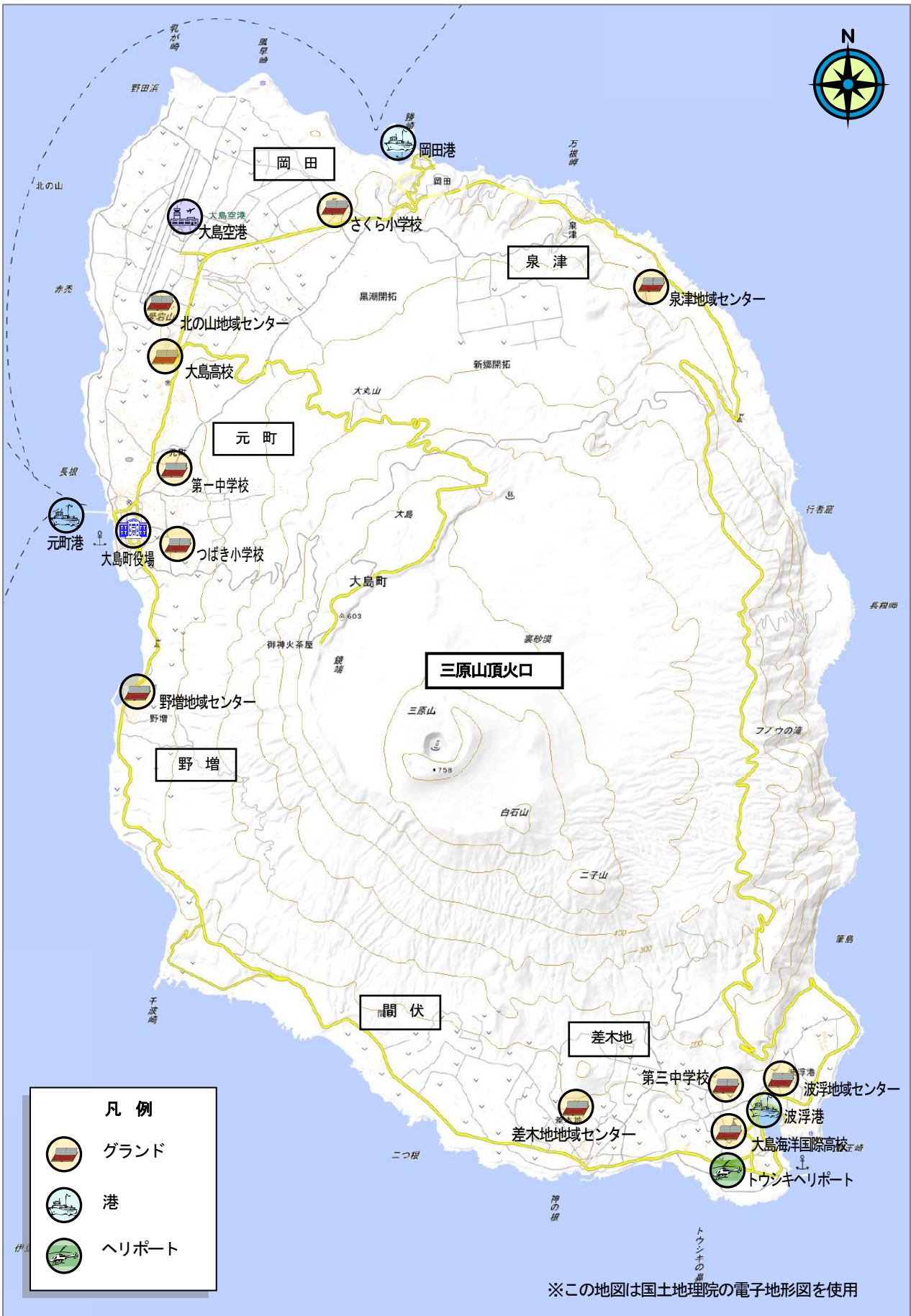
(甲) 東京都大島町元町1丁目1番14号
大島町長 川島理史

(乙) 東京都大島町差木地字クダッチ
医療社団法人 藤清会
理事長 清水忠典

第1号様式(第5条関係) (略)

第2号様式(第6条関係) (略)

資料第 33 派遣部隊活動拠点位置図



資料第 34 地域配備消火器の現況

(平成 28 年度)

地 区	泉津	岡田	北の山	元町	野増	差木地	波浮港	合計
配置箇所数	39	41	20	104	36	90	40	370

(出典：島内消火器一覧)

資料第 35 消防団員数

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

団本部	泉津分団	岡田分団	北の山分団	元町分団	野増分団	差木地分団	クダッチ分団	波浮港分団	合 計
7	28	47	36	45	32	35	25	45	300

(出典：大島町消防団の概要 平成 28 年度版)

資料第 36 水利施設の現況

(平成 27 年度)

地区名	種別	防火水槽			耐震性貯水槽		消 火 栓	
		防火水槽	耐震性貯水槽	消 火 栓	防火水槽	耐震性貯水槽	消 火 栓	
泉	津	13	1	10				
岡	田	14	1	27				
北	の 山	10	2	18				
元	町	27	1	56				
野	増	11	2	20				
差	木 地	13	2	23				
ク	ダ ッ チ	7	2	7				
波	浮 港	10	1	15				
	計	105	12	176				

(出典：H27 事務報告書)

資料第 37 消防機械器具・車輛の現況

種別 分団名	指令広報車	普通消防 ポンプ自動車	水槽付消防 ポンプ自動車	小型動力ポン プ付積載車	小型動力 ポンプ	発電機
団 本 部	3					SG1000 II ×2
泉 津 分 団		1		1	1	EM550
岡 田 分 団		1		1	2	SG550
北の山分団		1		1	1	
元 町 分 団			2	2	2	EM550×3
野 増 分 団		2		2 (うち軽自動車1)	2	EM550×3
差 木 地 分 団		1		1	2	E300
クダッチ分団		1		1	1	EM550・SG550
波 浮 港 分 団		1		1	2	EM550
計	2	8	2	10	13	16

(出典：大島町消防団の概要 平成 28 年度版)

資料第 38 消防施設の現況

(平成 27 年)

種別 分団名	警鐘台	器具置場	分団詰所
泉 津 分 団	3	0	1
岡 田 分 団	4	2	1
北 の 山 分 団	3	3	1
元 町 分 団	3	1	1
野 増 分 団	3	3	2
差 木 地 分 団	3	3	1
クダッチ分団	2	1	1
波 浮 港 分 団	2	3	1
計	23	16	9

資料第 39 石油等の危険物貯蔵取扱施設一覧

種 別	設 置 数
屋 内 貯 蔵 所	2
屋 外 貯 蔵 所	6
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	2
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	13
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	22
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	19
給 油 取 扱 所	14
販 売 取 扱 所	0
一 般 取 扱 所	7
移 送 取 扱 所	1
合 計	86

資料第 40 町内の医療施設の状況

(平成 29 年 2 月 1 日現在)

種 別	施 設 名	所 在 地	常 勤	非 常 勤
医 科	大島医療センター	元町三丁目 2 番地 9	8 人	2 人
医 科	南部診療所	差木地字クダッチ	1 人	1 人
歯 科	大島ファミリー歯科	岡田字新開 2 4 番 7	1 人	
歯 科	岡山歯科医院	元町四丁目 1 3 番地 1 4	1 人	
歯 科	増木歯科医院	元町四丁目 1 4 番地 2 4	1 人	
歯 科	まきデンタルクリニック	差木地 2 0 番地 1	1 人	
歯 科	南部歯科	差木地字クダッチ	1 人	1 人
薬 局	大島元町薬局	元町三丁目 2 番 1 号	9 人	

(出典：関東信越厚生局「保険医療機関・保険薬局の指定一覧」)

資料第41 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

施設名	施設区分	施設名	面積	収容人数	指定種別					地区	
					土砂災害		地震・津波		火山		
					緊急・避難所		緊急	避難所	緊急		避難所
泉津公民館	空地	広場	1,000	576			○		○		泉津
	屋内	公民館	245	141				◇		◇	
泉津地域センター (旧泉津小学校)	空地	グラウンド	6,650	3,829			○		○		泉津
	屋内	体育館	822	473	◎			○		○	
岡田コミュニティセンター	空地	駐車場	1,517	873			○		○		岡田
	屋内	コミュニティセンター	571	329				○		○	
さくら小学校	空地	グラウンド	10,504	6,048			○		○		岡田
	屋内	体育館	895	515				○		○	
第二中学校	屋内	校舎2・3階	683	393	◎						岡田
		体育館	705	406				○		○	
けんこうセンター	屋内		238	137				○		○	北の山
北の山地域センター (旧北の山小学校)	空地	グラウンド	11,848	6,822			○		○		
	屋内	体育館	528	304				◇		◇	
北の山公民館	屋内	公民館	475	273	◎			○		○	北の山
	空地	公共駐車場	3,337	1,921			○		○		
開発総合センター ・大島町役場	屋内	1階・B1階	814	469				○		○	元町
		2階・3階		335	(福)			○		○	
つばき小学校	空地	グラウンド	14,005	8,063			○		○		元町
	屋内	体育館	905	521				○		○	
第一中学校	空地	グラウンド	11,742	6,761			○		○		元町
	屋内	体育館	1,083	624				○		○	
大島高等学校	空地	グラウンド	17,000	9,788			○		○		元町
	屋内	体育館等 校舎3階	3,423	1,971 466	◎ △			○ ○		○ ○	
野増地域防災 コミュニティセンター	屋内	コミュニティセンター	340	196	◎		○	○	○	○	野増
野増地域センター (旧野増小学校)	空地	グラウンド	9,062	5,218				○			
	屋内	校舎2階	472	-	○						
体育館		797	459						○		
間伏文化会館	空地	広場	1,016	585				○			
	屋内	文化会館	253	146						◇	
野増公民館	屋内	公民館	470	271						◇	
間伏地域防災 コミュニティセンター	屋内	コミュニティセンター	166	96	◎		○	○	○	○	間伏
差木地公民館	屋内	公民館	610	351	◎			○		○	差木地
差木地地域センター (旧差木地小学校)	空地	グラウンド	19,599	11,284			○		○		
	屋内	体育館	797	459	○			○		○	
第三中学校	空地	グラウンド	10,966	6,314			○		○		クダッチ
	屋内	体育館	900	518	○			○		○	
つっじ小学校	屋内	多目的室	278	160	○			○		○	クダッチ
クダッチ老人福祉館	屋内	福祉会館	401	231	◎			○		○	
大島海洋国際高等 学校	空地	グラウンド	14,527	8,364			○		○		クダッチ
	屋内	体育館等	2,020	1,163	○			○		○	
波浮港地域センター (旧波浮小学校)	空地	グラウンド	10,238	5,895			○		○		波浮港
	屋内	体育館	797	459	○			○		○	
波浮港老人福祉館	空地	広場	858	494			○		○		波浮港
	屋内	福祉会館	423	244	◎			○		○	
三原山展望避難休憩舎	空地	休憩舎	130	75				○			山頂

※「緊急」は指定緊急避難場所、「避難所」は指定避難所、「緊急・避難所」は緊急指定避難場所と指定避難所を兼ねる施設。
 ※「◎」は優先的に開設する施設、「(福)」は福祉避難所となる施設、「△」は北の山が避難対象となった場合に同地区の避難者が利用する施設。
 ※「◇」は耐震改修が必要だが未改修または耐震診断が未実施の施設。

資料第 42 大島町避難行動要支援者登録制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大島町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、支援を必要とする高齢者、障害者等が地域の中で必要な支援を受けられるようにするための制度を実施することにより、これらの方々が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「要配慮者」とは、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者をいう。

2 この要綱において「避難行動要支援者」とは、町内に居住する要配慮者のうち、災害時の避難等において、避難勧告などの情報入手が困難な者、自力で避難ができない者及び避難に時間を要する者等で、支援する家族がいない、又は家族などの支援だけでは避難が困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 一人暮らし又は高齢者世帯のうち自ら避難することが困難な者

(2) 介護保険法による要介護度 1～5 の認定を受けている者

(3) 身体・知的・精神障害者

(4) 在宅治療又は療養等患者

(5) 上記 (1) (2) 以外で民生委員・児童委員、大島町地域包括支援センター及び大島社会福祉協議会等の情報により、町長が災害時に避難支援等が必要と判断した者

3 この要綱において「避難支援等関係者」とは、避難行動要支援者を普段から見守り、災害時には可能な限り情報の伝達、安否確認、避難誘導等の支援に携わる自主防災組織、民生委員・児童委員、消防・警察機関、大島町地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉関係者等の組織の者。

町は避難支援等関係者へ制度の周知と協力を働きかけ、地域ボランティア等の協力を得ながら避難行動要支援者に対応する共助を行うための避難支援者の選出を支援する。

4 この要綱において「避難支援者」とは、地域の状況をいち早く把握し、助け合うことができる、近隣の顔なじみの者。

なお、避難支援者の選出に当たっては、避難行動要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであって、責任を伴うものではないこと、また、避難支援等関係者、避難支援者の不在や被災などにより避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の安全な避難には、避難行動要支援者のできる範囲での自助が必要不可欠であることについて、避難行動要支援者、避難支援等関係者、避難支援者が十分な理解を得ることとする。

5 この要綱において「関係課」とは、住民課、福祉けんこう課、防災対策室及びその他避難行動要支援者の支援に必要な課をいう。

(避難行動要支援者名簿、避難支援計画書（個別計画）の作成及び更新等)

第 3 条 町長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び避難支援計画書（個別計画）（以下「個別計画」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 電話番号その他連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事項

(7) 前号に掲げるものの他、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

3 個別計画には、避難する際に必要な支援、避難支援者等を定め、記載するものとする。

4 町長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿、個別計画の作成に必要な限度で、その保有する要配

慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5 町長は、避難行動要支援者名簿、個別計画を随時更新し、最新状態に保つよう努める。

(名簿、個別計画情報の利用及び提供)

第4条 町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿、個別計画に記載し、又は記録された情報(以下「名簿等情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者が属する地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防本部及び消防団、警察署その他の避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿等情報を提供するものとする。ただし、名簿等情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 町長は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿等情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(登録手続)

第5条 前条第2項に同意する避難行動要支援者は、大島町避難行動要支援者登録制度届出書兼同意書(様式第1号)(以下「届出書兼同意書」という。)を町長に提出するものとする。なお、避難行動要支援者は、避難支援者の記載に当たって、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

2 前項の手続きについて、避難行動要支援者の身体の状態等により避難行動要支援者本人による必要事項の記載及び提出が困難な場合は、家族等の者にこれを代理に記載させ、及び提出させることができる。

3 町長は、民生委員・児童委員、大島町地域包括支援センター及び大島社会福祉協議会等の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うことができる。

4 避難行動要支援者は、前項の調査の際、民生委員・児童委員、大島町地域包括支援センター及び大島社会福祉協議会等を通じて、届出書兼同意書を町長に提出することができる。

5 町長は、届出書兼同意書の提出を受けたときは、当該届出書兼同意書に記載された情報を名簿等情報に登録し、これを関係課間で共有する。

6 町長は、届出書兼同意書が提出され、名簿等情報に登録する場合は、届出本人又は家族等に対し、次に掲げる事項を通知する。また、当該要支援者の届出書兼同意書に記載された避難支援者に対しても、個別計画のみ通知する。

(1) 登録通知書

(2) 届出書兼同意書の複写1部

(3) 個別計画

7 前各項に規定する要支援者の名簿登録に関わる事務は、「住民課及び福祉けんこう課」(以下、「要配慮者対策班」という。)が行うものとする。

(届出書兼同意書及び要支援者名簿、個別計画の保管)

第6条 届出書兼同意書の原本は要配慮者対策班が保管するものとし、副本は届出本人又は家族等がそれぞれ保管する。

2 個別計画の原本は要配慮者対策班が保管するものとし、副本は届出本人又は家族等の他、当該要支援者の届出書兼同意書に記載された避難支援者がそれぞれ保管する。

3 要支援者名簿の原本は要配慮者対策班が保管し、副本については防災対策室で保管する。

(登録内容の変更)

第7条 登録を行った避難行動要支援者は、登録時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、大島町避難行動要支援者登録制度内容変更・抹消届出書(様式第2号)(以下「変更・抹消届出書」という。)を速やかに町長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 町長は、変更・抹消届出書の提出を受けたときは、速やかに避難行動要支援者に係る名簿等情報を変更するものとする。

4 町長は、名簿等情報に変更があることを知り得た場合において、登録者又は家族等の者から変更・抹消届

出書の提出がなされないときは、職権により当該登録者に関する名簿等情報を変更することができる。

5 町長は、変更・抹消届出書が提出され、名簿等情報の内容変更が完了した場合は、届出本人又は家族等に対し、次に掲げる事項を通知する。また、避難支援者の変更や避難支援に関わる重大な事項の変更が生じた場合は、当該要支援者の変更・抹消届出書に記載された避難支援者に対しても、個別計画のみ通知する。

- (1) 内容変更完了通知書
- (2) 変更・抹消届出書の複写1部
- (3) 個別計画

6 前各項に規定する要支援者の登録内容の変更に関わる事務は、要配慮者対策班が行うものとする。
(受領書兼誓約書の提出及び名簿等情報の提供)

第8条 町長は、第4条第2項又は第3項の規定により避難支援等関係者に名簿等情報を提供するときは、当該避難支援等関係者から大島町避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書(様式第3号)を提出させなければならない。

2 前項に規定する名簿等情報の提供に関する事務については、防災対策室で行うものとする。
(避難支援等関係者、避難支援者による支援)

第9条 避難支援等関係者、避難支援者は、受領した名簿等情報を利用して避難行動要支援者に対し次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認及びそれらの活動を行うための個別計画の作成、更新
- (2) 避難支援等を容易にするために日常生活において行う声かけ及び相談
- (3) その他状況により必要な支援

(秘密保持義務)

第10条 第4条第2項若しくは第3項の規定により、名簿等情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿等情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿等情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 避難支援等関係者、避難支援者は、前条各号に掲げる支援以外の目的で名簿等情報を利用してはならない。

3 避難支援等関係者、避難支援者は、名簿等情報を紛失しないよう適切に保管するとともに、その内容を他の者に知られることのないよう適切に管理しなければならない。

4 避難支援等関係者は、その任を後任の者に引き継ぐ場合は、適切に名簿等情報を引き継がなければならない。

5 避難支援等関係者、避難支援者は、名簿等情報を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

6 避難支援等関係者、避難支援者は、次に掲げる場合においては、名簿等情報を速やかに返却しなければならない。

- (1) 登録の抹消、登録者の死亡及び転出その他の理由により名簿等情報を避難支援等に利用する必要がなくなった場合
- (2) 第3条第5項の規定により町長が避難行動要支援者名簿を更新する場合(町の責務)

第11条 町は、この要綱の規定による避難行動要支援者制度の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 支援が必要な避難行動要支援者からの登録を促進するため、地域との連携等による避難行動要支援者登録制度の普及啓発を実施すること。

(2) 地域の支援組織づくりに対し、指導、助言等必要な支援を実施すること。

(3) 町長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は気象庁その他の国の機関及び都道府県知事から災害に関する予報若しくは通知を受けたときは、地域防災計画に定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達すること。

(4) 町長は、前号の規定による伝達に当たっては、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮すること。

(5) 町長は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する場合は、従事する者の安全の確保に十分に配慮すること。

(登録の取消し)

第12条 町長は、避難行動要支援者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 名簿情報の抹消を希望したとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 島外に転出したとき。
 - (4) 入院、入所等により自宅に戻れる見通しが立たないとき。
 - (5) 第2条第2項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
 - (6) 所在が不明なとき。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。 _

資料第 43 災害備蓄品の現況と方針

○現況

(平成 29 年 3 月 1 日現在)

品目	泉津	岡田	北の山	元町	野増	間伏	差木地	クダッチ	波浮港	合計	単位
アルファ化米	4,000	5,100	200	7,350	200	200	4,850	150	250	22,300	食
ウェットティッシュ	314	255	0	364	8		574		50	1,565	
おかゆ	400	1,400	200	1,340		200	1,000		100	4,640	食
おしりふき	288	100	0	0	17		0		0	405	
お玉	15	14	0	0			0		0	29	
お椀	0	200	0	0			0		0	200	
カーペット	1,600	2,000	100	900	100	50	1,030	60	200	6,040	
カセットコンロ	0	0	0	0	14		0		0	14	
かま	2	0	0	0			0		0	2	
かまどセット	2	0	0	0			0		0	2	
キッチンタオル	240	0	0	0			288		0	528	
クラッカー	0	0	0	320			4,000		0	4,320	食
ござ	142	0	0	39	4		300		0	485	
コンタクトレンズ洗浄液	0	24	0	0			0		0	24	
ジェットヒーター	4	4	0	4			0		4	16	
ステンレスマグ	524	500	0	0			800		0	1,824	
たたみ	52	0	0	0			0		0	52	
ダンボールベッド	24	0	0	0			0		0	24	
ティッシュペーパー	0	12	0	0			580		50	642	
テント	5	2	0	0			0		0	7	
トイレットペーパー	768	60	84	0	96		672		96	1,776	
バケツ 小	42	0	0	0	2		0		0	44	
バスタオル	150	0	0	0	20		350		0	520	
ハンドジェル	30	0	0	0			1		0	31	
ビスケット	1,120	480	480	4,320	320	160	1,190	160	880	9,110	食
ビニールカップ	0	0	0	0	8		0		0	8	
ビニール手袋	0	0	0	0	7		40		0	47	
ビニール袋手提げタイプ	0	0	0	0	300		0		0	300	
フードボール	960	200	100	0	200		540		0	2,000	
フェイスタオル	300	0	0	0	30		380		0	710	
ブルーシート	0	0	0	0	3		0		10	13	
ペーパーカップ	6,000	0	0	0	150		4,000		0	10,150	
ペーパープレート	1,800	0	2,520	0	144		1,800		0	6,264	
ベビーローション	0	40	0	0			0		0	40	
ヘルメット	387	0	0	0	101		0		0	488	
ポリタンク	7	2	0	0			8		0	17	
ポリバケツ	0	0	0	0	2		0		0	2	
ポンベ	0	0	0	0	23		0		0	23	
マスク	1,074	2,020	0	0	50		950		0	4,094	
メガホン	200	0	0	0			0		0	200	
やかん	9	0	0	0			0		0	9	
ランタン	12	0	0	0			0		0	12	
安眠セット	679	610	275	280			550		0	2,394	

品目	泉津	岡田	北の山	元町	野増	間伏	差木地	クダツ	波浮港	合計	単位
飲料水	1,668	12,408	456	9,168	192	96	9,336	48	288	33,660	ℓ
懐中電灯	50	0	0	0			0		0	50	
割り箸	600	990	1,200	0	360		2,160	50	0	5,360	
脚立	1	0	0	0			0		0	1	
座布団	35	0	0	0			0		0	35	
雑巾	0	0	0	0	10		0		0	10	
三角巾	0	800	0	0	40		0		0	840	
子供用マスク	0	0	0	0			0		0	0	
子供用歯ブラシ	0	0	0	0			84		0	84	
紙おむつ(乳幼児)	1,272	1,000	0	0			2,552		0	4,824	
歯ブラシ	0	0	0	0			288		0	288	
持ち出し袋	121	0	0	0			0		0	121	
車いす	8	3	3	3	3		0		0	20	
消毒液	0	5	0	0			0		0	5	
炊飯器	3	5	0	0			4		0	12	
生理用品	5,146	0	0	0			8,488		0	13,634	
石油ストーブ	14	0	0	0			0		0	14	
折りたたみベッド	16	15	10	20			10		10	81	
台車	2	1	0	1			1		0	5	
大型扇風機	4	4	2	0			0		0	10	
担架	5	18	0	0			0		0	23	
炭	0	0	0	0	1		0		0	1	
電気ポット	3	6	3	0			2		0	14	
土のう袋	0	0	0	0	550		0		0	550	
投光器型発電機	0	1	0	0			0		0	1	
灯油用ポリタンク	3	0	0	0			0		0	3	
灯油用ポンプ	10	0	0	0			0		0	10	
尿漏れパット	2,508	0	0	0			0		0	2,508	
発電機	2	2	0	4	2		7	2	2	21	
敷布団	48	0	0	0			0		0	48	
防災頭巾	438	480	0	0	50		1,750		0	2,718	
枕	0	120	0	0			0		0	120	
毛布	5,940	2,130	360	1,380	107		3,280	40	80	13,317	
哺乳ビン	70	125	0	0			122		0	317	

○備蓄方針

(1) 対象者

避難所収容者及び滞留旅客を想定し、次の人数を備蓄対象とする。

種別	対象人数	理由等
住民	4,600人	津波浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に含まれる人口
観光客	1,200人	宿泊定数(約2,500人)の約5割(平成28年度)
合計	5,800人	

(2) 目標日数

大島町地域防災計画(平成28年度修正)第1編「震災対策編」第3部「災害応急・復旧対策計画」第7章「水・食料・物資・輸送対策」のとおり3日分とする。

(3) 品目・単位数量

国や都道府県の備蓄指針を参考に、次の品目、単位数量を設定する。

品目	対象者(比率)	単位数量	備考
食料	全て(100%)	3食/人・日	
調整粉乳	0歳(0.5%)	130g/人・日	
	1歳~2歳(1.5%)	140g/人・日	2人に1人
哺乳瓶代用品 耐熱性紙コップ・ スプーン	調整粉乳利用者分	10回/人・日	
飲料水	全て(100%)	3ℓ/人・日	粉ミルク用と調理用含む
毛布	全て(100%)	2枚/人	
安眠マット	全て(100%)	1枚/人	
生理用品	12歳~51歳女性(17%)	8枚/人・日	4人に1人
乳幼児用紙おむつ	3歳以下(3%)	8枚/枚・日	
大人用紙おむつ	要介護者(5%)	8枚/枚・日	要介護度1以上
おしりふき	紙おむつ利用者分	8枚/枚・日	
尿とりパッド	要介護者(5%)	8枚/枚・日	要介護度1以上 2人に1人
簡易トイレ	4歳以上(92%)	5個/人・日	

※比率は平成28年12月末の大島町人口数で算定。

大きな変動(5%以上)があった場合、見直しを実施。

(4) 備蓄目標

設定条件に基づく対象品目ごとに備蓄目標量は、次のとおりである。

品目	算定式	目標量
食料	$5,800 \text{ 人} \times 100\% \times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日}$	52,200 食 内アレルギー用 10,000 食
調整粉乳	$5,800 \text{ 人} \times 0.5\% \times 10 \text{ 回} \times 13\text{g} \times 3 \text{ 日}$	11,310g 内アレルギー用 2,400g
	$5,800 \text{ 人} \times 1.5\% \div 2 \times 10 \text{ 回} \times 14\text{g} \times 3 \text{ 日}$	18,270g
哺乳瓶代用品・耐熱性紙コップ・スプーン	$5,800 \text{ 人} \times 0.5\% \times 10 \text{ 回} \times 3 \text{ 日} +$ $5,800 \text{ 人} \times 1.5\% \div 2 \times 10 \text{ 回} \times 3 \text{ 日}$	2,175 セット
飲料水	$5,800 \text{ 人} \times 30 \times 3 \text{ 日}$	52,200ℓ
毛布	$5,800 \text{ 人} \times 2 \text{ 枚}$	11,600 枚
安眠マット	$5,800 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚}$	5,800 枚
生理用品	$5,800 \text{ 人} \times 17\% \div 4 \times 8 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$	5,916 枚
乳幼児用紙おむつ	$5,800 \text{ 人} \times 3\% \times 8 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$	4,176 枚
大人用紙おむつ	$5,800 \text{ 人} \times 5\% \times 8 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$	6,960 枚
おしりふき	$(4,176 \text{ 枚} + 6,960 \text{ 枚}) \times 8 \text{ 枚} \div 60 \text{ 枚入 (1 個)}$	1,485 個
尿とりパッド	$5,800 \text{ 人} \times 5\% \times 8 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \div 2$	3,480 枚
簡易トイレ	$5,800 \text{ 人} \times 92\% \times 5 \text{ 個} \times 3 \text{ 日}$	80,040 個

○国や県の備蓄指針による基準（参考）

品目	内閣府	千葉県	宮崎県	長崎県
食料	避難者の120%※ 3食/人・日	3歳～69歳避難者の70%※ 2食/人・日	2歳以上避難者の120% 2食/人・日 (アレルギー用2%)	避難者 2食/人・日
調整粉乳	0歳児避難者 140g/人・日	—	0歳の避難者 140g/人・日 (アレルギー用10%)	—
食料 (要配慮者用)	—	2歳以下と70歳以上 避難者の70%※ 2食/人・日	1歳と要介護高齢者の 避難者の120% 2食/人・日	—
飲料水	—	避難者の70%※ 1ℓ/人・日	—	避難者 3ℓ/人・日
毛布	避難者 2枚/人	避難者の50%※ 1枚/人	避難者 1枚/人	避難者 1枚/人
生理用品	—	12歳～51歳女性 避難者の50%※ 6枚/人・日 (4人に一人)	—	避難者 4個/人・日
乳児用紙おむつ	2歳以下避難者 8枚/人・日	2歳半以下 避難者の50%※ 6枚/人・日	2歳以下避難者 8枚/人・日	避難者 5枚/人・日
大人用紙おむつ	要介護高齢者の避難者 8枚/人・日	要介護3以上 避難者の50%※ 6枚/人・日	要介護高齢者の避難者 8枚/人・日	避難者 5枚/人・日
簡易トイレ	断水地区避難者 5回分/人・日	避難者 1基/60人	断水地区の3歳以上 避難者 5回分/人・日	避難者 5回分/人・日
備考	※在宅避難者分の 割増率	※避難者の家庭内 備蓄持参率等		

内閣府：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成27年3月30日）

千葉県：災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画

宮崎県：宮崎県備蓄基本指針（平成28年12月1日）

長崎県：災害時の備蓄物資に関する基本方針

資料第 44 日赤による災害救援品等の支給内容

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備 考
災害救援品 (見舞品)	震 災 風水害 火災等	全半壊・全半焼・床上浸水 避難所へ1晩以上避難	毛布、緊急セット 毛布、緊急セット バスタオル 毛布、緊急セット 安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各1とする。

(出典：東京都地域防災計画震災編「資料第 163 災害救援品等の支給（日本赤十字社東京都支部）」)

資料第 45 町内の空港・港湾の概要

○港 湾

	元町港	岡田港	波浮港	備 考
岸壁 (m)	460	430	135	
物揚場 (m)	50	—	757	
船揚場 (m ²)	—	—	1,290	
船客待合所 (m ²)	1,742	656	—	
駐車場 (m ²)	4,048	2,360	—	
日除け・雨除け施設 (m)		138		

(出典：平成 28 年度大島支庁管内概要)

○空 港

項 目	供 用 施 設
種 別	地方管理空港
設 置 管 理 者	東京都
位 置	大島町元町字北の山 270 番
標 点 の 位 置	北緯 34° 46' 55" 東経 139° 21' 37" 標高 37.8m
告 示 面 積	616,956 m ²
着 陸 帯	1,920m×150m C 級
滑 走 路	1,800m×45m
誘 導 路	95m×23m 148m×18m 161m×18m
エ プ ロ ン	13,175 m ² 3,850 m ² 3,500 m ²
駐 車 場	233 台
ターミナルビル	2,643.46 m ² (鉄骨造 2階建)
運 用 時 間	8:30~16:30
航 空 灯 火	飛行場灯台 簡易式進入灯・進入路指示灯・進入角指示灯・滑走路灯・過走帯灯 滑走路末端灯・滑走路末端識別灯・滑走路中心線灯・誘導灯・誘導路 中心線灯 誘導案内灯・風向灯・エプロン照明灯
無 線 施 設	三原 VOR/DME LLZ/T-DME

(出典：平成 28 年度大島支庁管内概要)

資料第 46 町内のバス・運転手の現況

(平成 28 年 12 月現在)

番号	車名	年式	乗合・貸切	定員(人)
1	三菱	平成 6 年 1 月	乗合	56
2	三菱	平成 6 年 3 月	乗合	53
3	三菱	平成 7 年 1 月	乗合	56
4	ニッサンディーゼル	平成 8 年 8 月	乗合	42
5	三菱	平成 9 年 2 月	乗合	49
6	三菱	平成 9 年 3 月	乗合	62
7	日野	平成 9 年 8 月	乗合	56
8	三菱	平成 10 年 3 月	乗合	62
9	三菱	平成 12 年 6 月	乗合	56
10	三菱	平成 12 年 6 月	乗合	56
11	三菱	平成 12 年 8 月	乗合	56
12	トヨタ(ハイエース)	平成 24 年 2 月	乗合	14
13	トヨタ(ハイエース)	平成 26 年 9 月	乗合	14
14	日野(ポンチョ)	平成 26 年 12 月	乗合	32
15	日野	平成 28 年 1 月	乗合	61
16	ニッサンディーゼル	平成 5 年 4 月	貸切	47
17	三菱	平成 6 年 7 月	貸切	57
18	三菱	平成 6 年 4 月	貸切	60
19	三菱	平成 8 年 4 月	貸切	57
20	三菱	平成 7 年 4 月	貸切	55
21	日野	平成 28 年 12 月	貸切	60
合計				1,061

※運転手 18 名 : 社員 12 名 (うち事務所職員 4 名)、嘱託 1 名、契約 5 名

資料第 47 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年9月19日 条例第14号
最終改正 平成3年12月25日 条例第12号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不
適当と認めた場合
(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を
行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含
む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害
見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時
においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあって
は125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯
主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければなら
ない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び
程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、
かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損
害」という。）及び住居の損害がない場合150万円

イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合250万円

ウ 住居が半壊した場合270万円

エ 住居が全壊した場合350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円

イ 住居が半壊した場合170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り
壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万
円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5
年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パー
セントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（平成3年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

資料第 48 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年10月17日 規則第3号
改正 昭和58年2月1日 規則第10号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえで災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえで災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診

断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては前前年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月 1 月から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 7 条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、該当世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第 8 条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第 3 号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第 4 号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第 5 号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第 6 号）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払いを猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第 8 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第 9 号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときはその理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補足

（委任）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 49 年 9 月 19 日から施行する。

附 則（昭和 57 年規則第 10 号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 57 年 12 月 13 日から適用する。

2 改正後の第 4 条、第 5 条の規定は昭和 57 年 7 月 12 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係） 略

様式第 2 号（第 6 条関係） 略

様式第 3 号（第 8 条関係） 略

様式第 4 号（第 8 条関係） 略

様式第 5 号（第 9 条関係） 略

様式第 6 号（第 12 条関係） 略

様式第 7 号（第 13 条関係） 略

様式第 8 号（第 13 条関係） 略

様式第 9 号（第 13 条関係） 略

様式第 10 号（第 14 条関係） 略

様式第 11 号（第 14 条関係） 略

様式第 12 号（第 14 条関係） 略

様式第 13 号（第 15 条関係） 略

様式第 14 号（第 15 条関係） 略

様式第 15 号（第 15 条関係） 略

様式第 16 号（第 17 条関係） 略

様式第 16 号（第 17 条関係） 略

（参考）規則第 2 条の調査事項 略

（参考）規則第 4 条の調査事項 略

資料第 49 災害援護資金・生活福祉資金の内容

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 (注)住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1. 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2. 家財等の損害</p> <p>ア. 家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>イ. 住居の半壊 170万円</p> <p>ウ. 住居の全壊 250万円</p> <p>エ. 住居全体の滅失または流失 350万円</p> <p>3. 1と2が重複した場合</p> <p>ア. 1と2のアの重複 250万円</p> <p>イ. 1と2のイの重複 270万円</p> <p>ウ. 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4. 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <p>ア. 2のイの場合 250万円</p> <p>イ. 2のウの場合 350万円</p> <p>ウ. 3のイの場合 350万円</p>	<p>1. 据置期間 3年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>2. 償還期間 据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>3. 償還方法 年賦または半年賦</p> <p>4. 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)</p> <p>5. 延滞利息 年10.75%</p>
生活福祉資金	<p>低所得世帯等(生活保護基準額のおおむね1.9倍以内)の内、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯</p>	<p>1世帯 150万円</p>	<p>1. 据置期間 貸付けの日から6ヶ月以内</p> <p>2. 償還期間 据置期間経過後7年以内</p> <p>3. 貸付利率 連帯保証人を立てた場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1.5%(据置期間中は無利子)</p> <p>4. 連帯保証人 原則必要だが、無でも可</p> <p>ア. 原則として、東京都内に居住し、その世帯の更正に熟意を有する者</p> <p>イ. 生活福祉資金の借受人または借受申込人となっていない者</p> <p>5. 償還方法 月賦</p> <p>6. 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、り災後半年以内に大島社会福祉協議会または地区の民生委員に申し込む。</p>

(出典：東京都地域防災計画震災編「資料第164 災害援護資金の貸付(都福祉保健局)」、「資料第165 生活福祉資金の貸付(都福祉保健局)」)

資料第 50 被災者生活再建支援金の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号または第 2 号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で
5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、
5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）
- ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可など特例措置あり（合併した年と続く 5 年間の特例措置）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる

（※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建築・購入	補修	賃借 (公共住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建築・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）

4. 支援金の支給申請

- | | |
|------------|--|
| (申請窓口) | 市町村 |
| (申請時の添付書面) | ①基礎支援金： 災証明書、住民票等
②加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等）等 |
| (申請期間) | ①基礎支援金： 災害発生から 13 月以内
②加算支援金： 災害発生から 37 月以内 |

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
- 基金が支給する支援金の 1 / 2 に相当する額を国が補助。

資料第51 災害対策基本法（抜粋）

昭和36年11月25日 法律第223号
最終改正 平成28年5月20日 法律第47号

（市町村の責務）

- 第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
 - 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

- 第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

- 第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

- 第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。
- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（住民等の責務）

- 第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。
- 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
 - 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（市町村防災会議）

- 第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
 - 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第四節 災害時における職員の派遣

（職員の派遣の要請）

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

(派遣職員の身分取扱い)

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えな

ければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（防災訓練義務）

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（円滑な相互応援の実施のために必要な措置）

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置）

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公

示しなければならない。

(指定緊急避難場所に関する届出)

第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第四十九条の六 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - 八 緊急輸送の確保に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなけ

ればならない。

(被害状況等の報告)

第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

〈後略〉

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

(市町村長の出動命令等)

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第五十九条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止す

るため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

- 2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

- 2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（指定行政機関の長等による助言）

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(避難の指示等のための通信設備の優先利用等)

第六十一条の三 第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合(同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。)について準用する。

(市町村の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

- 2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。
- 3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。(災害時における事務の委託の手続の特例)

第六十九条 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

第七十六条の二 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- 2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- 3 前二項の規定による駐車については、道路交通法第三章第九節及び第七十五条の八の規定は、適用しない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。
- 5 第一項、第二項又は前項の規定による車両の移動又は駐車については、前条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用しない。

第七十六条の三 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- 3 前二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
- 5 第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従って行う措置及び第二項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第七十六条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。
- 6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第三項若しくは第四項において準用する第一項

の規定による命令をし、又は第三項若しくは第四項において準用する第二項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(災害時における車両の移動等)

第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

〈後略〉

(損失補償等)

第八十二条 国又は地方公共団体（港務局を含む。）は、第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

〈後略〉

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

第八十四条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(避難所等に関する特例)

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の規定は、適用しない。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設に関する特例)

第八十六条の三 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設（被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。）が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、適用しない。
- 3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

(埋葬及び火葬の特例)

第八十六条の四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつたため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定があつたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

(廃棄物処理の特例)

第八十六条の五 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

〈中略〉

- 6 廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けずに、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
- 7 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
- 8 環境大臣は、第四項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第五項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。
- 9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。
 - 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
 - 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
 - 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性
- 10 第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣

が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。

- 1 1 第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行つた環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。
- 1 2 第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。
- 1 3 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(広域一時滞在の協議等)

第八十六条の八 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞用の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
- 4 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。
- 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞用の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞用の協議等)

第八十六条の九 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民

について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

〈中略〉

- 4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞用の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
- 6 第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。
- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞用の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第八十六条の十五 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

第六節 物資等の供給及び運送

（物資又は資材の供給の要請等）

第八十六条の十六 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事に

あつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第八十六条の十七 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

資料第 52 災害救助法（抜粋）

昭和22年10月18日 法律第118号
最終改正 平成26年 5月30日 法律第 42号

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（救助の種類等）

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定行政機関の長等の収用等）（職権の委任）

（通信設備の優先使用权）

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（事務の区分）

第十七条 第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

2 第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

第二十八条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

（繰替支弁）

第二十九条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一

部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、救助を必要とする者の所在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

資料第 53 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(東京都災害救助法施行細則 平成 26 年 5 月 16 日改正)

種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期間																																											
避難所の設置	1 災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者 2 学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、又は天幕を設営	1 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として、1人1日当り310円 2 高齢者、障害者等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。 3 冬季(10月から3月まで)では、燃料費として別に定める額を加算できる。	災害発生の日から7日以内																																											
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 1戸当たり29.7㎡(9坪)を標準とし、2,530,000円以内 2 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合、集会等に利用する施設を設置できる。(規模費用は別に定めるところによる。) 3 高齢者等で日常の生活上特別な配慮を必要とする者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を設置できる。 4 応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅の借上げを行うことができる。	災害発生の日から20日以内に着工。供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限内。																																											
炊き出しその他による食品の供与	避難所に収容された者、住家が被害をして炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要がある者	直ちに食することができる現物により行い、主食、副食及び燃料等の経費として、1人1日当たり1,040円以内	災害発生の日から7日以内(一時縁故地等への避難は3日)																																											
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内																																											
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊(焼)、半壊(焼)、流出、床上浸水(土砂のたい積等で一時的に居住することができない状態となったものを含む。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	被害の実情に応じ、被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料を現物で行う。 夏(4月～9月)、冬(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">単位百円</th> </tr> <tr> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊・全焼・流失</td> <td>夏</td> <td>178</td> <td>229</td> <td>337</td> <td>404</td> <td>512</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>294</td> <td>381</td> <td>531</td> <td>621</td> <td>781</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊・半焼・床上浸水</td> <td>夏</td> <td>58</td> <td>78</td> <td>117</td> <td>142</td> <td>180</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>94</td> <td>123</td> <td>174</td> <td>206</td> <td>261</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位百円						1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊・全焼・流失	夏	178	229	337	404	512	75	冬	294	381	531	621	781	107	半壊・半焼・床上浸水	夏	58	78	117	142	180	25	冬	94	123	174	206	261	34	
区分	単位百円																																													
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																								
全壊・全焼・流失	夏	178	229	337	404	512	75																																							
	冬	294	381	531	621	781	107																																							
半壊・半焼・床上浸水	夏	58	78	117	142	180	25																																							
	冬	94	123	174	206	261	34																																							
医療	1 医療の途を失った者への応急的処置 2 救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所において行うことができる	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護の範囲内 1 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所の場合は、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合は、協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内																																											
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給の範囲内 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内																																											
災害にかかった者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内																																											

種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期間
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対する現物で、1世帯当り 547,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内に完了
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品を喪失又は毀損し、又は損傷し、就学上支障のある児童、生徒	被害の実情に応じ、①教科書、②文房具、③通学用品の範囲内の現物とする。 1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品は次のとおり。 小学校児童 1人当り 4,100 円 中学校生徒 1人当り 4,400 円 高等学校等生徒 1人当り 4,800 円	災害発生の日から、教科書は1ヵ月以内、文房具及び通学用品は15日以内
埋葬	災害の際の死亡者の死体の応急的処理程度の埋葬について、実際に埋葬を行う者。	①棺(附属品を含む。)、②埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)、③骨つぼ及び骨箱の範囲内の現物 1体当り 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12才未満) 164,800円以内	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)	1 洗浄、縫合、消毒等 1体当り 3,400 円以内 2 一時保存 既存建物借上費………通常の実費 既存建物以外………1体当り 5,200 円以内 ドライアイス購入費等…… 通常の実費 3 検案 原則として救護班が行うが、できない場合は当該地域の慣行料金以内とする。	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自己の資力では除去できない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等で、1世帯当り 133,900 円以内	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	①被災者の避難、②医療及び助産、③被災者の救出、④飲料水の供給、⑤死体の搜索、⑥死体の処理、⑦救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内
	範囲	費用の限度額(1人1日当たり)	期間
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	医師 21,300 円以内、歯科医師 20,500 円以内、薬剤師等 17,900 円以内、保健師・助産師・看護師 16,400 円以内、準看護師 13,200 円以内、診療放射線技師等 14,500 円以内、歯科衛生士 13,900 円以内、救急救命士 16,900 円以内、土木技術・建築技術者 15,800 円以内、大工 24,700 円以内、左官 24,100 円以内、とび職 23,800 円以内	救助の実施が認められる期間以内

大島町地域防災計画

(平成30年3月修正)

発行 大島町防災会議
編集 大島町防災対策室
〒100-0101
東京大島町元町1丁目1番14号
電話 04992-2-0035 (代表)
